

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震について

平成23年3月20日(07:00)現在
緊急災害対策本部

【目次】

1. 地震の概要(気象庁)	2
2. 政府の主な対応	4
3. 被害状況等(未確認情報を含む)	10
(1) 人的被害	10
(2) 火災発生件数(消防庁18日22:00)※東北地方太平洋沖地震に関するもの	12
(3) 建築物被害	13
(4) 交通遮断状況	14
(5) ライフライン等の状況	16
(6) その他	19
4. 被災者の救助活動状況(3月19日07:00現在)	19
(1) 全体概要	19
(2) 主な救出救助活動	26
(3) 主な避難・誘導活動	26
5. 各省庁の活動状況	26
(1) 主要緊急物資の支援状況(3月19日00:00現在)	26
(2) 各省庁等の物資供給状況	26
(3) 各省庁の活動状況	31
6. 海外支援の受け入れ状況	56
(1) 在日米軍による協力について	56
(2) 外国による支援	57
(3) 在日外国人の安否確認	60

1. 地震の概要(気象庁)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震

- (1) 発生日時 平成23年3月11日14時46分頃
- (2) 震源及び規模(推定)
三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近)、
深さ約24km、マグニチュード9.0(暫定値)
- (3) 各地の震度(震度5強以上)
- | | |
|------|--|
| 震度7 | 宮城県北部 |
| 震度6強 | 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、
栃木県北部・南部 |
| 震度6弱 | 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、
埼玉県南部、千葉県西北部 |
| 震度5強 | 青森県三八上北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、
山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、
東京都23区、新島、神奈川県東部、山梨県中部・西部、
山梨県東部・富士五湖 |

(4) 津波

3月11日14時49分 津波警報(大津波)を発表 →16時08分 追加発表
→18時47分追加→21時35分追加→22時53分→3月12日03時20
分→13時50分→20時20分追加→3月13日07時30分→17時58分
津波注意報は全て解除

津波の観測値(検潮所)(気象庁13日08:02、抜粋)

えりも町庶野	最大波	15:44	3.5m
宮古	最大波	15:21	4.0m
大船渡	最大波	15:15	3.2m以上
釜石	最大波	15:21	4.1m以上
石巻市鮎川	最大波	15:20	3.3m以上
相馬	最大波	15:50	7.3m以上
大洗	最大波	16:52	4.2m

津波の観測値(GPS)(気象庁13日08:02、抜粋)

岩手釜石沖	最大波	15:12	6.8m
宮古沖	最大波	15:12	6.3m
気仙沼 広田湾沖	最大波	15:14	6.0m

※上記は沖合での観測地であり、沿岸では津波はさらに高くなる。

(5) 余震の活動状況及び今後の見通し(気象庁 3月20日06:00現在)

○余震の活動状況

これまでに発生したM7.0以上の余震は3回、M6.0以上の余震は52回。

○余震の見通し

余震活動は極めて活発な状況で、震度5弱以上となる大きな余震が時々発生している。今後も、最大震度5弱以上の余震が発生する可能性があり、場合によっては、震度6弱～6強となる可能性もあるので警戒が必要。大きな余震が発生すると津波が発生する可能性がある。

(6) 東北地方の太平洋側と関東地方の気象の今後の見通し(気象庁 3月20日06:00)

20日夕方から、22日にかけて雨や雪が降る見込み。23日から26日は強い寒気の影響で2月上旬から下旬並の寒さとなり、最低気温が氷点下となる所が多い。低温に対する対策が必要。なお、26日ころまでは大潮の時期にあたり、満潮時の潮位が通常より高い。地震による地盤沈下の大きな地域に対しては、高潮注意報を発表し、低地の浸水や冠水に注意を呼びかけている。

長野県北部を震源とする地震

(1) 発生日時 平成23年3月12日03時59分頃

(2) 震源及び規模(推定)

長野県北部(北緯37.0度、東経138.6度)、震源の深さは約8km(暫定値)
マグニチュード6.7(暫定値)

(3) 各地の震度(震度5強以上)

震度6強 長野県北部
震度6弱 新潟県中越
震度5強 群馬県北部、新潟県上越

(1) 発生日時 平成23年3月12日04時32分頃(余震)

(2) 震源及び規模(推定)

長野県北部(北緯37.0度、東経138.6度)、震源の深さは約10km(速報値)
マグニチュード5.8(速報値)

(3) 各地の震度(震度5強以上)

震度6弱 長野県北部

静岡県東部を震源とする地震

(1) 発生日時 平成23年3月15日22時31分頃

(2) 震源及び規模(推定)

静岡県東部(北緯35.3度、東経138.7度)、深さ約14km、
マグニチュード6.4

(3) 各地の震度(震度5強以上)

震度6強 静岡県東部
震度5強 山梨県東部・富士五湖

2. 政府の主な対応

11日

- ・14:49 J-ALERTで37市町村に対し、大津波・津波警報発信。
- ・14:50 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集

総理指示(14:50)

- ①被災状況の確認
- ②住民の安全確保、早期の避難対策
- ③ライフラインの確保、交通網の復旧
- ④住民への的確な情報提供に全力を尽くすこと。

・15:00 緊急参集チーム協議開始

緊急参集チーム協議確認事項(15:08)

1. 被害情報の収集に万全を期すとともに、人命救助を第一義として、住民の避難、被災者の救援救助活動に全力を尽くす。
2. 被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の救援救助部隊、災害派遣医療チーム(DMAT)等による被災地への広域応援を行い、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急対策に万全を期す。
3. 災害応急対策の実施にあたっては、地方自治体と緊密な連携を図る。
4. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。
5. 災害応急対策を政府一体となって推進するための緊急災害対策本部の設置に向けて準備を進める。

・15:14 緊急災害対策本部設置

総理指示(15:27)

「自衛隊は最大限の活動をすること。」

・15:37 第1回緊急災害対策本部(15:56終了)

災害応急対策に関する基本方針

本日14時46分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1. 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
2. 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
 - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム(DMAT)を最大限派遣する。
 - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
 - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報(ノータム)の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
3. 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
4. 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
5. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。

・16:00過ぎ 第2回緊急災害対策本部(16:22終了)

・16:25 官房長官指示

1. 全省庁の政務三役は、全員自省庁に登庁のこと。
2. 現在、地方にいる政務三役については、直ちに東京に戻る。ただし、東北地方に滞在している三役については、現地の状況を把握し、連絡すること。

・16:54 総理大臣記者会見

・18:20 防災担当大臣指示

関係機関に、沿岸の車両運転者等に対しカーラジオを聞くよう呼びかけすること。

・18:42 政府調査団を宮城県に向け派遣

・19:23 第3回緊急災害対策本部(19:38終了)

・19:45 官房長官記者会見(19:57終了)

・20:10 官房長官指示

帰宅困難者の対策に全力をあげるため、駅周辺の公共施設を最大限活用するよう全省庁は全力を尽くすこと。

・21:05 政府調査団は宮城県庁到着

・22:00 防災担当大臣指示

○各機関においては、明日、どういう救助をすべきかをよく考えて対応願いたい。例えば、山側、海側で違うはず。海側がより大変だ。どう助けるのか、ボートでやるのか、緊急に助けないといけないのは、どこなのか、などよく考えていただきたい。

○朝一番から適切な対応を願いたい。

12日

・00:15 官房長官記者会見(00:35終了)

・03:12 官房長官記者会見(03:32終了)

・06:00 宮城県に緊急災害現地対策本部を設置

・08:30 第4回緊急災害対策本部会議の開催

・08:53 政府調査団を岩手県に向け派遣

・09:18 政府調査団を福島県に向け派遣

・09:51 官房長官記者会見(10:14終了)

・11:36 第5回緊急災害対策本部会議の開催

・15:00 5大臣会合(国家公安委員会委員長、国土交通大臣、総務大臣、防衛大臣、防災担当大臣)

・17:45 官房長官記者会見(18:20終了)

・20:32 総理大臣記者会見(20:41終了)

・20:41 官房長官記者会見(21:08終了)

・21:40 第6回緊急災害対策本部会議の開催

総理大臣指示

人命救助を強力に進めるため、

1. 特に孤立者の救助活動に自衛隊の部隊を積極的に投入するなど、広域応援態勢の強化を図るとともに、
2. 役場の機能が失われているような自治体へのサポートの強化に取り組んでいただきたい。

・3月12日 閣議により「東北地方太平洋地震による災害」について全国を対象とする激甚災害に指定

13日

・08:00 官房長官記者会見(08:30終了)

・ 08:30 緊急参集チーム協議再開

協議結果

本事業における部隊運用について、以下の優先順位に基づき活動を実施する

- 1 生存者の捜索及び救出
倒壊家屋が多くある地域に対して、陸上部隊を重点的に投入し、生存者を救出。
震度分布と家屋倒壊・土砂崩れの把握状況等とを照合した上で、航空部隊を活用
- 2 孤立者対策
孤立者に対しては、航空部隊を活用し、医療の提供が必要なものについては医療
機関への搬送、水・食糧・防寒具等が不足している地域については、当該物資の
輸送を行う。
- 3 未捜索地域の割り出し及び捜索
津波や火災の被害が甚大であるため未だ捜索が十分に行われていない地域につい
ては、航空部隊を活用するとともに、捜索の障害を速やかに除去し、捜索を実施
する。
- 4 遺体収容
津波や火災等による死亡者の遺体については可及的速やかに収容する。

- ・ 09:32 第7回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 11:02 官房長官記者会見 (11:20終了)
- ・ 15:30 官房長官記者会見 (15:37終了)
- ・ 16:50 官房長官記者会見 (17:11終了)
- ・ 19:49 総理大臣談話 (19:58終了)
- ・ 19:58 官房長官記者会見 (20:14終了)
- ・ 20:14 経済産業大臣記者会見 (20:19終了)
- ・ 20:19 節電啓発担当大臣記者会見 (20:22終了)
- ・ 21:01 第8回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 22:30 防災担当大臣指示

津波警報等は解除されたが、海の近くで活動するものは、余震による津波を常に警戒し、
無線、ラジオを常時間き、避難路の確保など、十二分に注意すること。

- ・ 21:38 電力需給対策本部会議の開催
- 14日
- ・ 05:15 官房長官記者会見 (05:38終了)

・ 05:50 緊急災害対策本部全庁庁徹底事項

本日(3月14日)より計画停電が始まる。これにより様々な支障が生じることとなる
が、各省庁の業務及び所管の事業においても、これらの支障を最小限とするため、
各省庁内及び所管の事業者・関係団体に対して

1. 徹底した節電
2. 支障が生じる場合においても、それを最小限に抑制するための方策の検討と
早急な実施

について、
本日午前中に徹底すること。

- ・ 09:33 第9回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 10:00 電力需給対策本部会議の開催
- ・ 10:56 官房長官記者会見 (11:15終了)
- ・ 11:40 官房長官記者会見 (11:44終了)
- ・ 12:39 官房長官記者会見 (12:53終了)
- ・ 16:15 官房長官記者会見 (16:48終了)
- ・ 21:03 官房長官記者会見 (21:36終了)
- 15日
- ・ 05:39 官房長官記者会見 (05:46終了)
- ・ 06:42 官房長官記者会見 (06:45終了)
- ・ 11:01 総理大臣記者会見 (11:07終了)
- ・ 11:07 官房長官記者会見 (11:29終了)
- ・ 12:33 第10回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 16:22 官房長官記者会見 (16:47終了)
- 16日
- ・ 11:15 官房長官記者会見 (11:44終了)
- ・ 16:00 第11回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 17:56 官房長官記者会見 (18:24終了)

・21:40 防災担当大臣指示

- 明日以降は捜索救助活動とともに、避難所における生活面のケアに相当の力を注ぐ。
- 避難所の状況をよく把握し、「何か起きたらこうする」ということを事前によくシミュレーションせよ。
- 近隣の公共施設や医療機関をよく調べておくこと。
- 医療や、高齢者・子供・妊産婦など要援護者へのケアが重要。
- 厚労省が大きな役割を担う。
- 生じてくる様々な課題について、内閣府防災が各省に担当を割り振る。担当する各省が自己完結的に責任を持って処理すること。
- チームを組んで、必要があれば政務官クラスを入れて。
- 被災者だけではなく、自衛隊、警察、消防などの救助部隊にもPTSDが出るだろう。その対応を用意しなければならない。
- 阪神淡路大震災の際は、救出後に多くの方が亡くなっていることを踏まえ、同様の事態が再び起きることを防ぐ必要がある。

17日

- ・11:30 官房長官記者会見(12:03終了)
- ・18:00 第12回緊急災害対策本部会議の開催

○緊急災害対策本部の体制強化

被災者の支援をより一層円滑に進めるため、副本部長に総務大臣、防衛大臣を追加。

○被災者生活支援の体制強化

東北地方太平洋沖地震による被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、政府における体制の一層の強化を図るため、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の下に、被災者生活支援特別対策本部を置く(緊急災害対策本部長決定)。

1 主な任務

- ア 孤立した避難場所等の解消
- イ 被災地への物資の輸送、補給
- ウ ライフラインの復旧
- エ 仮設住宅の建設
- オ 被災廃棄物の処理
- カ 遺体収容・埋葬対策
- キ 被災者・避難者の受入対策

など被災者の生活支援に関し、関係行政機関、地方自治体、企業等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2 構成員

- 本部長 松本防災担当大臣
- 本部長代理 片山総務大臣
- 副本部長 平野内閣府副大臣(事務局長兼務)

仙谷内閣官房副長官
事務局 内閣府に各省から構成される担当事務局を新設

3 初動対応との緊密な連携

緊急災害対策本部の初動対応チーム(官邸危機管理センター)との緊密な連携を図る。

- ・18:42 官房長官記者会見(19:20終了)
- 18日
- ・10:55 官房長官記者会見(11:34終了)
- ・16:48 官房長官記者会見(17:33終了)
- ・20:13 総理大臣記者会見(20:28終了)
- ・16:07 官房長官記者会見(16:54終了)

静岡県東部地震に対する政府の対応

15日

- ・22:45緊急参集チーム協議開始

緊急参集チーム確認事項

- 1 被害情報の収集に全力を挙げるとともに、被災者の速やかな救出・救助活動に尽くす。
- 2 被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域緊急救助隊、災害派遣医療チーム(DMAT)、自衛隊の災害派遣による被災地への広域派遣を行い、被災者の救出・救助に万全を期す。
- 3 東北地方太平洋沖地震に関連する救助・救援活動は計画どおり実施するが、状況に応じて一時的に東海地方の部隊の任務転用も考慮する。
- 4 地方自治体との確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

3. 被害状況等(未確認情報を含む)

(1) 人的被害

※ 現在も行方不明者多数であり、全容把握に至っていない

【東北地方太平洋沖地震】(警察庁20日07:00)

都道府県名	死者	行方不明	負傷者	孤立者	避難者
北海道	1		3		
青森県	3	1	66		367
岩手県	2,501	4,253	143	0	49,454
宮城県	4,449	2,985	908	21	154,781
秋田県			8		
山形県	1		21		3,731 (※4)
福島県	647	4,503	220	1	131,665
東京都	7		77		546

					※4)
茨城県	19	1	632		4,274 ※3)
栃木県	4		131		2,698 ※3)
群馬県	1		35		2,047 ※5)
埼玉県			42		3,183 ※5)
千葉県	16	3	163		966 (福島県、宮城県 からの避難者 を含む)
神奈川県	4		127		89 ※6)
新潟県			2		8,478 ※6)
静岡県			4		
高知県			1		
山梨県					180 ※4)
長野県					101 ※6)
合 計	7,653	11,746	2,583	22 (※1)	367,141 (※2)

※1 18日17:00現在

※2 19日20:00現在

※3 福島県からの避難者を含む

※4 福島県、宮城県からの避難者

※5 避難者県別不明

※6 福島県からの避難者

【参考情報（関係省庁）】

○消防庁19日17:30情報では、死者3,875名、行方不明者8,421名、負傷者2,711名、避難者395,610名。

○岩手県、行方不明者相談電話にて2,727件を受理（警察庁）

○宮城県、行方不明者相談電話にて17,011件を受理（警察庁）

○福島県、行方不明者相談電話にて3,573件を受理（警察庁）

【長野県北部を震源とする地震】（警察庁19日07:00）

長野県：負傷者12名

新潟県：負傷者32名

群馬県：負傷者2名

合 計：負傷者46名

【静岡県東部を震源とする地震】（警察庁19日07:00）

静岡県：負傷者51名

神奈川県：負傷者6名

合 計：負傷者46名

【海の被害】（海上保安庁19日18:00）※東北地方太平洋沖地震に関するもの

・漂流船180隻を調査、無人確認。

・漂流遺体40体回収

【人的被害の可能性のある被害状況】

・八戸、小中野河口男性行方不明、捜索するも発見に至らず

・八戸久慈港、4名漂流、3名自力救助、1名不明、捜索するも人影を認めず。

・宮古、オモエ漁港、釣り船「コウヨウ丸」未帰還、捜索するも発見に至らず

・気仙沼タカハマ、1名家屋に乘って漂流、捜索するも漂流を認めず

・気仙沼北サイチ、家屋に乘って漂流、捜索するも漂流を認めず

・気仙沼マルハタ丸漂流、1名乗船、捜索するも漂流を認めず

・石巻工業港、和船漂流、2名乗船、捜索するも発見に至らず

・宮城、「第三クニ丸」航行不能、9名乗船、5名・船体救助完了、4名行方不明

・亘理荒浜漁港、津波にのまれ漂流、人数不明、捜索するも漂流を認めず

・福島中野作、1名ブイにつかまって漂流、捜索するも漂流を認めず

・小名浜、港内藤原埠頭1名漂流、捜索するも漂流を認めず

(2) 火災発生件数（消防庁19日22:00）※東北地方太平洋沖地震に関するもの

青森県：5件（うち5件鎮火）

岩手県：22件（うち22件鎮火）

宮城県：152件（うち150件鎮火）

福島県：14件（うち14件鎮火）

茨城県：46件（うち46件鎮火）

群馬県：2件（うち2件鎮火）

埼玉県：13件（うち13件鎮火）

千葉県：15件（うち14件鎮火）

東京都：35件（うち35件鎮火）

神奈川県：6件（うち6件鎮火）

静岡県：1件（うち1件鎮火）

合 計：311件（うち308件鎮火）

※鎮火に至っていない2件も鎮圧状態。延焼中の火災なし。

【漏えい事故等の状況（対応が済んでいないもの）】

- ・宮城県多賀城市のJ X日鉱石油エネルギー給油所において油が海上等に漏えい→漏えいの拡大及び火災危険なし（漏えい箇所等調査中）（17日13:10）
- ・山形県酒田市の東西オイルターミナル（株）の屋外タンクの浮き屋根上にガソリン被さる→巡回強化、タンク内のガソリンの抜き取り作業実施中（14日17:00時点）→空素充てん作業完了（17日03:50）
- ・コスモ石油（株）千葉製油所からアスファルトが海上に流出→事業者がボートで回収作業中（17日09:10）
- ・神奈川県川崎市の東亜石油（株）扇町工場の浮き屋根式タンク（重油）の浮き屋根が沈没→タンク内の残油を移送処理中（17日08:50）
- ・神奈川県川崎市のエムシーターミナル（株）川崎事業所の浮き屋根式タンク（灯油）上に灯油溢れる→タンク内の残油を18日、20日及び21日に船に移す予定（19日19:00）
- ・屋外タンクの内部浮き蓋上にキシレン（危険物第4類第2石油類）約600リットルが溢れた→タンク内に空素を充填後、キシレンを抜き取る予定（16日17:15）→タンク内に空素を充填中（17日08:50）

(3) 建築物被害

※津波により水没し壊滅した地域があり、全容把握に至っていない。

【東北地方太平洋沖地震】（警察庁19日21:00）

	全壊	半壊	流失	全焼	半焼	床上浸水	床下浸水	一部破損	非住家
北海道						355	407	4	22
青森県	100	8				16	11	1	
岩手県	10,882	2		12				160	
宮城県	279	398	40	4	1		3	1,008	981
秋田県								3	3
山形県	37	78							
福島県	2,413	958		77		120		6,844	469
東京都	3	6		3			2	239	
茨城県	247	1,655		41		857	67	39,764	
栃木県	115	945						28,651	295
群馬県								13,011	195
埼玉県		5		1	1		1	1,800	32
千葉県	366	245		3	3	222	211	2,854	108
神奈川県								8	
新潟県									2
徳島県						2	8		
高知県						6	10		
合 計	14,442	4,300	40	141	5	1,578	720	94,437	2,107

【長野北部を震源とする地震】（警察庁19日07:00）

	全壊	半壊	一部損壊	非住家
--	----	----	------	-----

長野県	2	12		55
新潟県	4	12	165	137
合 計	6	24	165	192

【静岡県東部を震源とする地震】一部損壊(12)（静岡県(2)、山梨県(1)、神奈川県(9)）（警察庁19日07:00）

【東北地方太平洋沖地震及び長野北部を震源とする地震】（消防庁19日22:00）

	全壊	半壊	一部損壊		全壊	半壊	一部損壊
北海道			4	群馬県			12,627
青森県	138	23	11	埼玉県	1	44	8,107
岩手県	3,974*	17*	238	千葉県	390	265	8,732
宮城県	3			東京都	3	2	266
秋田県	3		52	神奈川県		11	67
山形県		37*	21	新潟県	3	12	48
福島県	1,061*	1,195*	12,057	長野県	2	12	
茨城県	212	1,970	41,389	静岡県			521
栃木県	115	945	26,651	合 計	5,905*	4,098*	110,791

※岩手県は上記のほか確認中の全壊・半壊が6,800以上ある。山形県は全壊・半壊については、確認中のため全半壊計として計上（合計欄には計上していない）。福島県は上記のほか確認中の全壊・半壊が1,800以上ある。

(4) 交通遮断状況

【東北地方太平洋沖地震】（警察庁20日07:00）

	道路損壊	橋梁損壊	鉄軌道
青森県	2		
岩手県	26	4	
宮城県	244	2	
秋田県	9		
山形県	15		
東京都	16	1	
茨城県	307	41	
栃木県	262		2
群馬県	7		
埼玉県	160		
千葉県	320		1
合 計	1,368	48	3

・【長野北部を震源とする地震】鉄軌道（長野県(2)）（警察庁17日09:00）

◇鉄道（国土交通省19日10:00）

・運転見合わせ（計画停電に伴う運転見合わせを除く。）

J R 東日本	東北新幹線（那須塩原～新青森）、山形新幹線、奥羽線（福島～横根）、東北線（黒磯～北上）、八戸線（蛟～久慈）、山田線（上米内～釜石）、北上線、陸羽東線、陸羽西線、釜石線、大船渡線、
---------	---

	気仙沼線、石巻線、仙石線、仙山線、米坂線（米沢～小国）、左沢線、磐越東線、磐越西線（郡山～津川）、只見線、飯山線（戸狩野沢温泉～越後川口）、常磐線（土浦～岩沼）、水郡線、水戸線、鹿島線（延方～鹿島カースタジアム）
その他	仙台市交通局（台原～泉中央）、三陸鉄道（北リアス線：宮古～陸中野田、南リアス線）、山形鉄道、仙台空港鉄道、阿武隈急行、八戸臨海鉄道、秋田臨海鉄道、岩手開発鉄道、仙台臨海鉄道、福島臨海鉄道

被害状況（主な被害）

J R 東日本	東北新幹線（駅舎損傷）、東北線（盛土崩壊）、八戸線（橋げた流失）、山田線（橋梁流失）、仙石線（土砂流入）、仙山線（架線切断）、飯山線（路盤崩壊、土砂流入）、常磐線（駅施設損傷）、鹿島線（橋脚損傷）
その他	仙台市交通局（軌道変位）、三陸鉄道（橋脚等流失、土砂流入）、仙台空港鉄道（浸水）、阿武隈急行（駅施設損傷）、八戸臨海鉄道（機軸損傷）、岩手開発鉄道（土砂流入）、仙台臨海鉄道（浸水）、福島臨海鉄道（コンテナ散乱）

◇空港（国土交通省 18 日 05:00）

- ・仙台空港：救援機のみ 1,500m 滑走路を暫定使用可

◇港湾（国土交通省 19 日 10:00）

- ・被災地の 15 港湾中 9 港湾が災害対策に利用可能

利用可能	青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、仙台塩釜港（仙台湾区）、小名浜港、茨城港（常陸那珂港区）、鹿島港
確認中	大船渡港、石巻港、仙台塩釜港（塩釜港区）、相馬港、茨城港（日立港区）、茨城港（大洗港区）

◇道路規制

- ・高速道路の状況（国土交通省 18 日 13:00）

全線通行止め	仙台北部道路、仙台東部道路、三陸道、仙台南部道路、仙台松島道路、福島空港道路、日立有料道路、常陸那珂有料道路
一部通行止め	東北道（浦和～碓氷関）、八戸道（安代 J ～南郷）、釜石道（東和～花巻 J）、秋田道（北上 J ～北上西）、山形道（笹谷～村田 J）、磐越道（津川～いわき J）、常磐道（水戸～常磐富岡）、北関東道（佐野田沼～岩舟 J、栃木都賀 J ～都賀、茨城町東～ひたちなか）、首都高速道路（湾岸線、5 号大黒線）

- ・【東北地方太平洋沖地震】国直轄管理道路 29、補助国道（都道府県管理国道）43、地方道（都道府県道等）266 の区間で通行止め（国土交通省 19 日 10:00）
- ・【長野北部を震源とする地震】補助国道 1、地方道 4 の区間で通行止め（国土交通省 19 日 10:00）
- ・【静岡県東部を震源とする地震】地方道 1 の区間で通行止め（国土交通省 19 日 10:00）
- ・国道 4 号から各路線経由で目的都市への啓開状況の確認結果（国土交通省 19 日

05:00)

路線	出発地～目的地	経由地等	確認結果	重要港湾
国道 45 号	八戸～久慈		国道 281 号まで通行可	八戸
国道 395 号	軽米～久慈	八戸道軽米 IC	国道 45 号まで緊急車両通行可	久慈
国道 281 号	岩手～久慈		国道 45 号まで緊急車両通行可	久慈
国道 455 号	盛岡～宮古（小本）		国道 45 号まで通行可	
国道 106 号	盛岡～宮古		国道 45 号まで緊急車両通行可	宮古
国道 283 号	花巻～釜石	仙人峠道路	国道 45 号まで緊急車両通行可	釜石
国道 107 号	北上～大船渡		国道 45 号まで緊急車両通行可	大船渡
国道 19 号	一関～陸前高田		国道 45 号まで緊急車両通行可	
国道 284 号	一関～気仙沼		国道 45 号まで緊急車両通行可	気仙沼
国道 398 号	東京（厚田）～南三陸		南三陸町市街地手前まで仮復旧通行可	
国道 108 号	大崎～南三陸	三陸道、国道 398 号	通行可	
	大崎～石巻		国道 45 号まで通行可	石巻
国道 115 号	福島～相馬		国道 6 号まで通行可	相馬
国道 459 号	二本松～浪江	国道 114 号	国道 6 号まで通行可	
× 国道 288 号	郡山～双葉		通行不可	
国道 49 号	郡山～いわき		国道 6 号まで通行可	小名浜
国道 289 号	白河～いわき（勿来）		国道 6 号まで通行可	小名浜
国道 45 号	仙台～塩釜		通行可	仙台塩釜
	仙台市内		通行可	仙台塩釜

×は目的地までの通行ができない路線

(5) ライフライン等の状況

◇停電

東京電力管内	約 3,000 戸（経済産業省 18 日 22:00）
東北電力管内	286,744 戸（東北電力 HP18 日 22:00）

◇ガス供給停止（経済産業省 19 日 20:00）

・一般ガス

仙台市営ガス	358,781 戸
塩釜ガス（塩釜市等）	12,382 戸
福島ガス（福島市）	120 戸
東部ガス（土浦市、水戸市）	5,280 戸
釜石ガス（釜石市）	7,000 戸
常磐共同ガス（いわき市）	10,553 戸
京葉ガス（浦安市）	7,341 戸
東北ガス（白河市）	290 戸
常磐都市ガス（いわき市）	618 戸
気仙沼市営ガス（気仙沼市）	2,800 戸
石巻ガス（石巻市）	14,771 戸

・簡易ガス

宮城ガス（塩釜市、仙台市、富谷町）	5,027 戸
岩沼市農業協同組合（岩沼市）	753 戸
橋本産業（東松島市）	80 戸

福陽ガス(須賀川市)	81戸
仙台市ガス局(名取市、仙台市、岩沼市、富谷町)	3,536戸
仙台プロパン(送米市、山元町、松島町)	645戸
仙南ガス(白石市、岩沼市、柴田町)	2367戸
カメイ(山元町、白河市、須賀川市、日立市、いわき市、宮古市)	1,891戸
共同ガス(須賀川市)	163戸
東北ガス(白河市)	360戸
いわきガス(いわき市)	594戸
相馬ガス(相馬市)	143戸
相馬市ガス(相馬市)	100戸
勝田ガス事業協同組合(ひたちなか市)	647戸
帝石プロパンガス(高萩市)	747戸
倉島商事(福島市)	248戸
若松ガス(福島市)	1,061戸
アイソン(本宮町)	489戸
トーホクガス(多賀城市)	130戸
三雲商会(大船渡市)	81戸
名取岩沼興行協同組合(岩沼市)	586戸

◇石油精製施設(経済産業省 19日 20:00)

・操業停止の精製所(JX仙台、JX福島、コスモ千葉、極東、東燃川崎、JX根岸)

◇水道施設(断水)(厚生労働省 18日 16:00)

青森県	十和田市《約15戸》
岩手県	大槌町、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、野田村《約7万戸》
宮城県	仙台市、白石市、柴田町、大衡村、富谷町、登米市、鹿王町、大河原町、大和町、石巻広域水道(石巻市、東松島市他2町)、亘理町、山元町、岩沼市、村田町、栗原市、塩釜市、大郷町、美里町、七ヶ浜町、多賀城市、涌谷町、松島町、丸森町、気仙沼市、大崎市、利府町、色麻町、七ヶ宿町、川崎町、名取市、南三陸町、角田市《約45万戸》
福島県	福島市、二本松市、伊達市、国見町、郡山市、須賀川市、田村市、天栄町、鏡石町、白河市、西郷村、矢吹村、泉崎村、南相馬市、葛尾村、いわき市、双葉地方水道企業団(双葉町他4町)、相馬地方水道企業団(相馬市、新地町)《約22万戸》
秋田県	由利本荘市、横手市、湯沢市、東鳴瀬村、井川町《約1,400戸》
山形県	東根市、西川町《約110戸》
茨城県	石岡市、常総市、常陸太田市、高萩市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、大洗町、城里町、大子町、河内町、利根町、水戸市、土浦市、結城市、県南水道事業団(龍ヶ崎市)、日立市、下妻市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、鉾田市、茨城町、東海村、八千代町《約13万戸》

栃木県	矢板市、さくら市、那須町、那珂川町、那須烏山市《約5,000戸》
千葉県	千葉県企業局(千葉市他12市村)、我孫子市、銚子市、旭市、香取市、神崎町、いすみ市《約6万戸》
新潟県	上越市、十日町市、津南町《約1,100戸》
長野県	栄村《約800戸》

・管路損傷による取水停止(水資源機構:霞ヶ浦用水)

◇通信(総務省 19日 22:00)

NTT 東日本	・加入電話約215,000回線、ISDN約23,000回線、フレッツ光約58,000回線が利用不可 ・公衆電話無料化(新潟県、長野県、山梨県、神奈川県以東) ・被災地の固定電話基本料金等を無料化 ・特設公衆電話設置(青森県(10)、岩手県(181)、宮城県(1,008)、山形県(33)、福島県(53)、茨城県(245)、栃木県(29)、群馬県(22)、埼玉県(28)、千葉県(9)、東京都(18)、長野県(12)、新潟県(21)) ・移動電源車等を東北、関東各県へ配備
NTT 西日本	・被災地の固定電話基本料金等を無料化 ・特設公衆電話約5,200台を順次移送中 ・移動電源車等を東北各県に配備
NTTコミュニケーションズ	・専用線3,883回線が利用不可 ・被災地の基本料金等を減免
KDDI	・約13,500回線が利用不可 ・被災地の固定電話基本料金等を減額
ソフトバンクテレコム	・アナログ電話及びISDN約2,100回線、専用線約200回線が利用不可 ・海底ケーブルについては迂回路で復旧済み ・被災地の固定電話基本料金等を無料化
NTT ドコモ	・基地局約1,126局が停波中 ・衛星携帯電話324台貸出し ・車載基地局、移動電源車を被災地に順次配備 ・駅前等に充電器を設置
KDDI (au)	・基地局約620局が停波中 ・衛星携帯電話44台貸出し ・車載基地局、移動電源車を被災地に順次配備 ・百数十台程度の端末充電器を現地に発送
ソフトバンクモバイル	・基地局849局が停波中 ・車載基地局、移動電源車を被災地に順次配備 ・携帯電話や充電器等の無償貸出 ・すべてのメールの無料化
イー・モバイル	・基地局45局が停波中

	・携帯電話や充電器等の無償貸出
ウィルコム	・基地局 1,300 局が停波中 ・PHS 端末の無償貸出しを準備

- ・災害用伝言サービス運用中：NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイル、イー・モバイル、ウィルコム
- ・利用料金支払期限の延長：NTT 東日本、NTT 西日本、KDDI、ソフトバンクテレコム、NTT ドコモ、KDDI (au)、イー・モバイル、ウィルコム

◇放送（停電による停波）（総務省 19 日 17:00）

- ・テレビジョン中継局：岩手県 (39)、宮城県 (20)
- ・ラジオ中継局：岩手県 (3)、宮城県 (1)

(6) その他

・【東北地方太平洋沖地震】（警察庁 19 日 21:00）

	山崖崩れ	堤防決壊		山崖崩れ	堤防決壊
岩手県	3		栃木県	41	
宮城県	31	1	群馬県	4	
山形県	28		千葉県	11	
東京都	1		合計	119	1

・【長野北部を震源とする地震】山崖崩れ（長野県 (2)）（警察庁 17 日 09:00）

4. 被災者の救助活動状況（3月20日07:00現在）

(1) 全体概要

救出等総数：26,757名

	警察庁	防衛省	海上保安庁	消防庁	計
3月11日	32名		4名	3名	
3月12日	397名		207名	610名	
3月13日	1,631名		22名	2,425名	
3月14日	448名	19,400名	16名	238名	26,722名
3月15日	1,183名		24名	2名	
3月16日	27名		24名	—	
3月17日	29名		—	—	
3月18日 ～19日 (19:00 まで)	—	30名	5名	—	35名
計	3,747名 (うち1,300名は消防庁と共同)	19,430名	302名	3,278名	26,757名

※警察庁及び消防庁については、報告を受け、確認できた実数

※各機関等による救出救助については、共同した救出救助活動を実施しているため、数については重複している場合もある。

(2) 主な救出救助活動

(警察庁)

都道府県	救助人数	備考
青森県	22名	八戸市内、大平洋金属（会社）
岩手県	3名	警視庁「おとり4号」が大船渡長部小学校から病人を救出
	3名	警視庁「おとり4号」が山田町の負傷者を救出搬送
	2名	上閉伊郡赤浜地区
	7名	北海道「たいせつ3号」が陸前高田において高台避難中の子供を含む7名救助
宮城県	134名	野蒜付近で横転した電車付近、東松島、仙台市若林地区から救助
	1名	仙台市内の倒壊旅館
	76名	各ヘリ部隊により救助
	243名	県内4方面に展開中の広域緊急援助隊が救出
	252名	南三陸町孤立住民救出
	390名	南三陸町にて救助
	3名	仙台市東区にて救助
	1名	仙台市湯子にて救助
	13名	気仙沼市他、ヘリにて救助
	2名	南三陸町にて救助
	17名	仙台東において救助
	58名	江北において救出
	166名	石巻市で160名、河北町2名、南三陸町で2名、ヘリにより2名救助
	352名	石巻において救助
	2名	亶理において救助
	2名	河北において救助
	13名	石巻において救助
	5名	気仙沼市内において救助
	14名	気仙沼市において救助
	15名	石巻市において救助
福島県	2名	南相馬市内の倒壊家屋
	405名	孤立していた老人ホーム及び病院の2カ所から救出
	198名	浪江町オンフォール双葉（老人ホーム）で職員を含む198名を救助

	9名	浪江町大堀地区小丸地内で救助
	3名	南相馬市内
東京都	10名	九段会館屋内
神奈川県	5名	箱根駒ヶ岳ロープウェイに取り残された外国人5名を県警ヘリ「さがみ」により救出。
計	2,447名	※上記以外のものを含む

(防衛省)

都道府県	救助人数	備考
青森県	80名	小学生48名を含む計80名を海上自衛隊ヘリにより、地球調査船「ちきゅう」から人員輸送
岩手県	3名	孤立集落から重傷者2名・老人1名を救助、山田高校へ搬送
	14名	山田高校へ搬送完了
	13名	山田町にてビル屋上から救助
	1名	大槌で救助
	100名	陸前高田市役所屋上の要救助者
	20名	大槌から県立釜石病院へ搬送
	16名	富古マース（大型大衆浴場）
	82名	山田町にて救助完了
宮城県	約70名	多賀城市（パチンコ店）救助中
	10名	石巻構内建造中の船舶「トリパン」
	7名	山元町老人ホーム
	26名	荒浜中から救助中。残り256名
	1名	松島周辺にて救助
	69名	気仙沼小学校
	10名	阿武隈川河口の要救助者を岩沼市陸上競技場へ搬送残り32名
	6名	志津川小学校から石巻日赤病院へ
	11名	志津川小学校からヘリで救助
	8名	荒浜地区阿武隈川
	1名	石巻空港から透析患者1名を石巻日赤病院へ搬送
	4名	石巻へ移送（救難ヘリ64号機）
	1名	日赤病院へ移送
	9名	石巻へ移送（救難ヘリ72号機）
	1名	にっこりサンパーク
	11名	大槌の救助者を県立釜石病院へ搬送
	10名	南気仙沼でヘリにて救助
	20名	阿武隈川で要救助者を移送完了

	69名	気仙沼小学校へ搬送
	66名	気仙沼へ移送完了
	125名	石巻で救助
	139名	白浜小学校の被災者を釜石市民体育館へ搬送
	2名	東浜小学校で高齢者2名救助
	8名	東浜小学校で救助
	10名	石巻郵便局要救助者を収容完了
	17名	石巻第2小学校より搬送
	11名	よりいそ小学校で要救助者11名を収容完了
	36名	第6師団が石巻で救助
	27名	「たかなみ」から内火艇×2隻が孤立した被災者27名を救助
	32名	石巻沖で漂流中の32名を「たかなみ」が救助
	4名	石巻総合公園に搬送
	53名	湊中学校から石巻総合公園へ搬送
	47名	空自被災者搬送実績（石巻日赤病院：1名、石巻総合公園：46名）
	10名	陸自第6飛行隊搬送実績（東浜小学校）
	125名	第6師団が石巻で救助
	80名	気仙沼から孤立者の一部を空輸（250名のうち動けない者80名）
		※海上保安庁の救助と合わせて全員救助
	8名	波伝谷地区から石巻赤十字病院へ搬送
	80名	気仙沼での孤立者を空輸
	195名	石巻市で187名、東松島市8名の孤立者等を空輸
	6名	石巻で救助
福島県	1名	洋上で収容、相馬病院に搬送
不明	11名	南東北総合病院残り要救助者約256名
	4名	阿武隈河川敷安全通地で降ろす
	27名	阿武隈川付近
	1名	救難ヘリ88号機が片岸で収容
	1名	ちょうかいが洋上で救助
	140名	ヘリで搬送完了
	12名	百里救難隊の回転翼が救助
	11名	よりいそ小学校で要救助者11名（大人7名、子供4名）を収容完了
	41名	三沢ヘリが湊中学校で収容完了
	111名	「たかなみ」が救助。そのうち28名を移送中。残り

		は「たかなみ」艦内に所在。
	54名	空自3月13日20時～14日6時までの人員移送
	81名	水上第1部隊提示報告、新規救助者
	32名	「たかなみ」にて孤立した27名の救助及び別に5名のうち、4名を搭載ヘリにより日赤病院へ搬送。28名は艦内で待機。
	80名	第2航空群UH64が「ちきゅう」から80名を救助、八戸まで移送。
	12名	「はるさめ」搭載ヘリが浦島小学校から被災者12名を救助、気仙沼小学校へ搬送。
	64名	「おおなみ」搭載ヘリが阿武隈川河口の被災者33名及び亘理町立荒浜中学校の31名を岩沼市陸上競技場へ搬送
	131名	UH78号・UH66号・SH00号が白浜小学校の被災者131名を釜石市民体育館へ搬送

(海上保安庁)

都道府県	救助人数	備考
北海道	5名	大黒島灯台孤立者をヘリで救助
岩手県	1名	吉里中学校に避難した負傷者
	2名	市内孤立者、巡視船「きじかぜ」
	2名	大平中学校負傷者
	1名	大槌ふれあい運動公園負傷者
宮城県	71名	石巻、「トリバン」、ヘリ ※防衛省の救助と合わせて全員救助
	31名	石巻、「サイダージョイ」、ヘリ
	2名	石巻、雄勝湾内漁船、ヘリ
	62名	石巻、港内孤立者、船舶
	30名	気仙沼、港口付近ビル(終末処理場)、ヘリ
	1名	気仙沼、気仙沼保安署、ヘリ
	1名	塩釜、「第三クニ丸」、ヘリ
	1名	志津川、漂流漁船
	13名	石巻市沿岸孤立者、ヘリ
	1名	石巻市内の負傷者を救助
	9名	石巻市南中里リコー営業所
	1名	石巻健康センター
	2名	石巻工業港内積索船「ちとせ」から救助
	1名	石巻港外で「ブルーライナー」乗客1名
	6名	気仙沼港傷病者搬送、借り上げ船にて救助

	1名	気仙沼市内傷病者、「ささかぜ」が救助
	6名	塩釜市桂島傷病者6名、塩釜消防署に搬送
	1名	石巻尾崎宮下で救助
福島県	1名	相馬沖、「くまの丸」、船舶
	23名	相馬、港内で座礁中の「シラミズ」に乗船中の23名
	23名	相馬港内の座礁船「バインウェーブ」から23名救助完了
千葉県	1名	銚子、「第三十三開運丸」、ヘリ
	3名	銚子、転覆船、ヘリ
計	302名	

(消防庁)

都道府県	救助人数	備考
岩手県	6名	宮古地区で浸水家屋から救助
	8名	久慈広域にて、浸水家屋や浸水家屋屋根から救助
	約90名	大船渡市のマイヤ本店屋上53名、プラザホテル15～30名、まるごビル3名、ただの旅館6名、はそれぞれ救助完了。北日本プライフィットの屋根2名、要救助者が見あたらないため、活動終了。
	100名	高田病院屋上100名孤立、県防災ヘリで救出完了
	8名	長門寺の救助者、救出完了
	2名	釜石市大平中学校の要救助者、防災ヘリで救助完了
	約200名	山崎機能訓練ディサービスホームの要救助者、救助完了
	2名	石川県隊にて野田村の要救助者2名救出
	1名	大阪府隊にて大槌町の要救助者1名救出
	7名	山形県隊にて大船渡市の要救助者7名救出
	1名	福井県隊にて陸前高田市の要救助者1名救出
	5名	東京消防庁が県内沿岸部にて救出
	10名	神奈川県隊が県内沿岸部にて救出
	10名	浜松隊が県内沿岸部にて救出
	23名	秋田隊が宮古市内にて救出
	44名	大阪府隊が大槌町にて救出
	9名	福井県隊が陸前高田市にて救出
	14名	埼玉県隊が陸前高田市にて救出
	1名	大阪府隊が大槌町にて倒壊家屋から1名救出(9.2時間ぶり)
福島県	3名	長沼地区の要救助者3名救出
	2名	福島県防災ヘリにて浪江町の要救助者2名救出

	1名	福島県防災ヘリにて双葉町の要救助者1名転院搬送
	4名	群馬県防災ヘリにて小高地区の要救助者4名救出
	1名	福島県防災ヘリにて相馬市の要救助者1名救出
	1名	鹿児島県防災ヘリにて双葉町の要救助者1名転院搬送
	3名	福島県防災ヘリにて相馬市の孤立住民3名救出
	3名	鹿児島県防災ヘリにて相馬市の孤立住民3名救出
	2名	福島県防災ヘリにて相馬市の孤立住民2名救出
	2名	滋賀県防災ヘリにて新地町の孤立住民2名救出
	14名	群馬県隊にて相馬市の孤立住民14名救出
	実施中	須賀川市長沼地区及び滝地区にて救助活動実施中
	実施中	いわき市塩谷崎地区にて17名の救助活動実施中
宮城県	480名	中野小学校、荒浜小学校から救助
	400名	中野中学校からの要救助者を救出完了
	687名	中野小学校、荒浜小学校及び中野中学校の屋上の要救助者687名救出
	971名	孤立集落及び被災集落の要救助者971名を救命ボートを使用して救出
	2名	大分県防災ヘリにて亶理町の孤立住民2名救出
	1名	奈良県防災ヘリにて亶理町の要救助者1名救出
	3名	滋賀県防災ヘリにて亶理町の要救助者3名救出
	4名	愛媛県防災ヘリにて亶理町の孤立住民4名救出
	4名	香川県防災ヘリにて亶理町の孤立住民4名救出
	4名	福島県防災ヘリにて亶理町の孤立住民4名救出
	2名	奈良県防災ヘリにて亶理町の孤立住民2名救出
	2名	福岡県防災ヘリにて亶理町の孤立住民2名救出
	20名	東京消防庁及び山梨県隊が県内沿岸部にて救出
	30名	京都府隊、兵庫県隊及び鳥取県隊が県内沿岸部にて救出
	18名	北海道隊、新潟隊及び和歌山県隊が県内沿岸部にて救出
	30名	富山県隊及び広島県隊が県内沿岸部にて救出
	25名	愛知県隊及び奈良県隊が県内沿岸部にて救出
	1名	香川県防災ヘリにて亶理町の孤立住民1名救出
	1名	新潟県隊が石巻市にて家屋から1名救出
新潟県	2名	十日町市で土砂災害
茨城県	5名	東海村ひたちなか火力発電所において煙突上及び缶

		ぶり状態を茨城県ヘリで救助。
神奈川県	9名	横浜市ボーリング場の天井落下、9名救出
計	3,278名	

(3) 主な避難・誘導活動

(警察庁・消防庁)

宮城県	約1,300名	仙台空港から誘導。ターミナルビルは現在無人。
-----	---------	------------------------

5. 各省庁の活動状況

(1) 主要緊急物資の支援状況 (3月20日00:00現在)

区分	調達品目	到着済み		輸送中・ 輸送準備中
			対前日同時刻	
食糧等	パン(個)	1,475,475	+206,000	482,005
	即席ラーメン(個)	893,646	+240,000	144,646
	おにぎり(食)	353,600	+78,800	586,140
	その他(包装米飯等)(個)	2,070,775	+637,900	1,126,017
	食糧計	4,793,496	+963,700	2,318,808
	飲料水(本)	3,093,780	+380,000	2,020,860
生活用品	毛布(枚)	383,437	+39,842	0
	おむつ(枚)	69,370	+10,540	128,282
	仮設トイレ(個)	2968	+568	0
燃料	燃料等(リットル)	4,300,000	+600,000	400,000

(2) 各省庁等の物資供給状況

(防衛省)

	輸送支援	生活支援
陸自部隊	食糧、生活品輸送 1,200kg	○給水支援 約2,167t ○給食支援 261,530食

海 災 部 隊	毛布 26,788枚 主食・糧食 201,000食 飲料水 33.8t 灯油 64.4KL 軽油 10.46KL 衛生資材、日用品	○給水支援 1,131t ○糧食等支援 米 1,370kg 飲料水等 19,899L 缶詰 52,146個
	空 災 部 隊	562.1t 毛布、天幕 糧食（パン、カップ麺等） 救援物資（粉ミルク、紙おむつ等） ○給水支援 35.1t ○糧食等支援 糧食 19,386食 防寒用毛布貸与 4,620枚 ○燃料支援 ガソリン 11,200L 灯油 12,400L 軽油 22,000L 重油 400L

3月11日

- ・大湊地方隊、毛布1000枚、缶詰1000個を供出

3月12日

- ・05:15 第1空挺隊（習志野）の人員約40名、車両6両（水トレーラー4両含む）により、給水支援及び輸送支援を実施。
- ・20:00頃、21:00頃 第6師団が被災民に対する約5万食のパンの輸送を実施。

3月13日

- ・ときわからMH53-Eにより、宮城県長沼市に緊急糧食3000食を輸送完了。ときわからMCH-101により、気仙沼市及び長沼市に非常用糧食152箱を輸送。
- ・MH-53Eが遠野運動公園へ非常食糧食9000食、毛布500枚、水157箱を輸送。
- ・横須賀警備隊が72トンの給水支援を実施。

3月14日

- ・13:13 瀬戸桂馬（塩釜市）で「おおなみ」の内火艇及び作業艇により物資輸送（水140L、カンパン192個、パン174個）
- ・15:40 「おおなみ」による物資輸送（乾電池単1単2単3各20、水170L、乾パン用オレンジスプレッド72本、コーンドミート48缶）
- ・第1輸送航空隊（小牧）が救援物資の毛布5000枚を福島空港に輸送。
- ・第2輸送航空隊（入間）が救援物資の糧食600箱を新潟へ輸送。

3月15日

- ・UH-60Jにより厚木から長沼に飲料水1トンを輸送。
- ・SH-60Jにより三沢から久慈に糧食50食分を輸送。
- ・MCH-101により「はまな」からは八戸に糧食15トンを輸送。
- ・第2輸送航空隊C-1（入間）が非常糧食（カップ麺）を花巻に4200個、福島に1

500個。

- ・第1輸送航空隊KC767（小牧）、第3輸送航空隊C-1（美保）が非常糧食（パン）18万2000食を花巻に空輸。
- ・第2輸送航空隊C-1（入間）が非常糧食（カップ麺）を花巻に4200個、福島に1500個輸送。
- ・第1輸送航空隊KC-767（小牧）、第3輸送航空隊C-1（美保）が非常糧食（パン）18万2000食を花巻に空輸。

3月16日

- ・第4地对艦ミサイル連隊 物資輸送（米、毛布、りんご）
- ・第25普通科連隊 給水支援1t
- ・後方支援隊 給水支援6t 物資輸送（ガソリンドラム缶×18樽）
- ・北空：山田第1派遣 毛布配布完了、豊間根生活改善センター×200枚、豊間根中学校580枚、豊間根小学校350枚、自治交流センター40枚（合計1,170枚）
- ・第3輸送航空隊C-1が糧食30,000食（3.3トン）を百里に輸送。
- ・第1航空輸送隊C-1×1機（小牧）が糧食30,000食を百里基地に輸送。
- ・小牧空港から福島空港にKC-767×1機 糧食158,000食を輸送。

3月17日

- ・「にちなん」搭乗艇により、志津川湾漁港にて、白米125Kg、トイレットペーパー4箱（400ロール）引き渡し。
- ・輸送隊「くにさき」渡波公民館に救援物資（おにぎり5,000個、水）を輸送。
- ・輸送隊「くにさき」渡波公民館にて医療支援を実施。
- ・下総消防隊及び給水車搭載の水全てを空自MB-3に補給。
- ・第26普通科連隊 給水支援3.4t、炊き出し（1,220食）
- ・第3輸送航空隊C-1が救援用器材（防護セット）（1.3トン）を百里に輸送。
- ・第1輸送航空隊C-130H×1機が救援物資（医療品16トン、糧食4トン）を福島空港に輸送。
- ・第1輸送航空隊C-130H×1機が救援物資（8.5トン）を花巻空港に輸送。
- ・第2輸送航空隊C-1×1機が救援物資（3.9トン）を花巻空港に輸送。
- ・第1輸送航空隊C-130H×1機が救援物資（水）を花巻空港に輸送。

3月18日

- ・第9飛行隊 UH915 青森空港、大船渡東高校へ食料品計600kg空輸
- ・MH-53Eが厚木から石巻運動公園へ毛布計1,100枚及び医薬品を輸送
- ・「つきしま」が気仙沼東湾 神止地区に飲料水168個、電池150個、赤飯168個、牛肉缶詰144個、おにぎり150個を輸送
- ・MH-53Eが霞目から大島へ飲料水6.5トンを輸送
- ・UHJ-72により桂島に物資輸送
- ・「おおよど」が広田湾に投錨し、灯油ドラム缶60本、軽油ポリタンク15個、空ポリタンク265個、海水ポリタンク20個を合計18回に分けて広田地区に輸送
- ・第1輸送航空隊C-130が小牧から花巻へ救援物資（パン）、千歳から松島へ救援物資（水）、千歳から花巻へ救援物資（おにぎり、米）を輸送。
- ・第2輸送航空隊C-1が入間から松島へ救援物資（カップ麺）、入間から福島へ救援物資

- ・(パン)、小牧から花巻へ救援物資、福岡から松島へ救援物資を輸送。
- ・那覇ヘリCH-47Jが入間から松島へ救援物資(カップ麺及び燃料)を空輸。
- ・第3輸送航空隊C-1が千歳から松島へ救援物資(水)、福岡から福島へ救援物資(毛布、水、紙おむつ)、名古屋から花巻へ救援物資(パン)、千歳から松島へ救援物資(水)、名古屋から福島へ救援物資を輸送。
- ・飛行開発実験団C-1が岐阜から花巻へ支援物資輸送。
- ・入間ヘリCH-47Jが庄内から松島へ救援物資(糧食等)を空輸。

3月19日

- ・第1輸送航空隊KC-767が名古屋から福島へ救援物資を空輸。
- ・第1輸送航空隊C-130Hが名古屋から松島及び花巻へ救援物資を空輸。
- ・第2輸送航空隊C-1が入間から花巻へ救援物資を空輸。
- ・第3輸送航空隊C-1が名古屋から花巻及び福岡から福島へ救援物資を空輸。

(海上保安庁)

3月11日

- ・本庁対策本部に「緊急輸送対応班」を設置し、対外調整等を実施

3月12日

- ・二管区本部に避難した住民に対する毛布200枚、非常食糧(クラッカー240缶)を陸路輸送
- ・巡視船により、室蘭港から青森港まで救援物資(飲料水2L×3,000本、おにぎり5,000個、パン5,000個;北海道提供)を搬送

3月13日

- ・釜石港において、航空機及び巡視艇による事前調査実施(推進、着岸壁、港口等)
- ・八戸港沖の入港待機漁船に対し、食糧等支援物資を提供
- ・岩手県尾崎白浜の孤立した被災者に対し、発電機用燃料を提供

3月14日

- ・巡視船の現場派遣に合わせ、神奈川県から岩手県への支援米(500Kg)を搬送

3月15日

- ・茨城県大洗港着岸中の巡視船により清水(約18トン)を提供
- ・江島の孤立者に対し、巡視船及び搭載機により飲料水(500ml×384本)を提供

3月18日

- ・釜石港にて給水車9台等に対し、巡視船搭載の清水約8トン、ガソリン6缶(120リットル)を提供
- ・釜石港にて、岩手県振興局手配のトラックに対し、巡視船搭載の救援物資(ポリタンク50個、バナナ80本入り4箱、リンゴ38個入り16箱、カップ麺600個等)を提供
- ・茨城県大洗港にて、給水車15台に対し、巡視船搭載の清水約35トンを提供

3月19日

- ・仙台塩釜港仙台区にて、宮城県(陸上自衛隊経由)に対し、巡視船搭載の救援物資(補給水タンク2個、リヤカー20台、簡易ベッド50台、移動式発電機5台、軽油20L×5缶、ガソリン20L×5缶、毛布300枚)を提供
- ・茨城県大洗港にて、大洗町等に対し、巡視船搭載の清水約10.5トンを提供

(青森県)

- ・毛布を12029枚供給

(農林水産省)

- ・3月12日(土)までの要請(食糧80万食、飲料水27万本)への対応

- ① 現地配付済みなし輸送中のもの

岩手県、宮城県、福島県分 食糧3.9万食、飲料水12万本

- ② マッチング中なし輸送準備のもの

宮城県、福島県分 食料4.1万食(輸送準備中)、飲料水15万本(マッチング中)

3月14日

- ・漁業取締船「東光丸」が被災地へ粉ミルク(8,000缶)、水(150ト)などの支援物資の運送及び救助等のため、東京港有明埠頭から出港

3月15日

- ・木炭練炭等の供給について、被災県から要請があれば、現時点で関係団体から木炭等267ト、コンロ750個の提供が可能

- ・漁業取締船「白竜丸」が粉ミルク(8,000缶)、カップスープ、おかゆ、水、軽油などの支援物資の運送及び救助等のため、東京港有明埠頭から出港

- ・山形県酒田油槽所の漁業用重油A重油を病院へ緊急提供することについて全漁連に依頼すると共に、全農に陸送を依頼した結果、3月15～16日にかけて病院への搬入が完了する見込み

- ・宮城県名取土地改良区(宮城県経由)から要請のあったポンプ6台(追加分)を東北農政局土地改良技術事務所より宮城県名取市に搬送

3月17日

- ・宮城県から要請があった木炭10トン、コンロ300個について、16日に石巻市及び気仙沼市への供給が安定し、17日朝に現地に到着

- ・粉ミルク(6,400缶)等の輸送のため、自衛隊輸送機が愛知県いわて小牧空港を離陸。同日、岩手県花巻空港に着陸。

- ・福島県立医科大学より粉ミルクの在庫が枯渇しているとの要請を受けて、乳業メーカーの協力により、粉ミルク(200缶)を緊急配送。

- ・漁業調査・取締船3隻が、支援物資の輸送等の活動中。東光丸は、釜石港に着岸、粉ミルク(8000缶)等の陸揚げを行い、緊急車両、トラック等に軽油(2,260l)を提供。白竜丸は、牡鹿半島表浜地区・福貴浦地区にて、支援物資を周辺住民に引き渡し。

3月18日

- ・岩手県花巻空港から、粉ミルク(6,400缶)が陸上自衛隊の輸送車等により支援先に向けて配送。

- ・漁業取締船「東光丸」は釜石港にて軽油3,040Lを緊急車両等に提供。同「白竜丸」は牡鹿半島田代島にて水60L、軽油60L、スープ90食、ミルク24缶、おかゆ81食を地域住民に引き渡し。

(文部科学省)

3月15日

- ・福島県からの要請に基づき、文部科学省から福島県災害対策本部に対してサージカルマスク1万枚を搬送。

- ・福島県からの要請に基づき、文部科学省及び関係機関からタイベックススーツ155着、

マスク 88,260 枚、フェイスマスク 30 枚、サージカルマスク 2,000 枚、布手袋 399 双、ゴム手袋 500 双、ポケット線量計 35 台、手術用手袋 1,540 双、ガムテープ 552 個、手術帽 50 個、ゴーグル 95 個、長靴 50 足、長靴カバー 600 枚を搬送

(総務省)

3月15日

- ・3月16日以降、パナソニック(1万台)、ソニー(3万台)ジャパンFMネットワーク(FM東京系)(1,500台)の計4万台以上のラジオを順次被災地に搬送中
- ・総務省の協力依頼を受け、日本通信(株)が宮城県・福島県災害対策本部を通じ避難所等にIP携帯電話端末(スマートフォン)約200台を貸与
- ・宮城県から災害対策用移動通信機器の貸与要請があり、MCA無線40台及び簡易無線115台を貸与。

(法務省)

- ・避難所に刑務所が所有する毛布・非常食等の支援物資を提供(毛布3,500枚、マスク5,000枚、簡易トイレ32台、アルファ米2,800食等)。

(厚生労働省)

- ・日本生協連は、被災者支援のための緊急支援物資を配送(3/1510時までに、水・食糧・毛布など約130万点を提供。さらに、水・食料・毛布・カセットコンロ・ボンベなど約70万個の支援物資を手配しており、今後さらに物資調達・被災地の生協への輸送を行う予定。(3/15~)
- ・日本生協連、ユーコープ事業連合、コープこうへい、みやぎ生協へ、被災地現地での物資運搬等のための燃料(軽油等)をタンクローリーで提供したほか、トヨタ生協、生協しまねも同生協へタンクローリーで燃料を輸送開始(3/15)。今後さらに、その他の生協含め提供予定。

(3) 各省庁の活動状況

(警察庁)

3月11日

- ・15:07 北海道警察広域緊急援助隊に待機指示。
- ・15:07 中部・近畿・中国の広域緊急援助隊に出動指示。
- ・15:31 北海道警1機、岩手県警1機、宮城県警2機、福島県警1機、警視庁1機が被害調査のためヘリ出動中。
- ・15:13 近畿管区広域緊急援助隊(交通部隊)に出動指示。
- ・15:14 中部管区広域緊急援助隊(交通部隊)に出動指示。
- ・15:15 中国管区広域緊急援助隊(交通部隊)に出動指示。
- ・16:10 千葉県警察広域緊急援助隊に出動指示。
- ・16:25 警視庁広域緊急援助隊に出動指示。
- ・16:45 長野・新潟・山梨・秋田・山形の各県警察広域緊急援助隊に出動指示。
- ・17:30 ヘリの応援派遣予定。
- ・愛知県警察ヘリ×1機 → 宮城県。
- ・北海道警察ヘリ×1機 → 岩手県。
- ・22:20 北海道、警視庁、山形・埼玉・千葉・秋田の各県警察の広域緊急援助隊(刑事部隊)に出動指示。

刑事部隊)に出動指示。

- ・23:41 警視庁(増強)、新潟、長野、静岡、群馬の各県警察の広域緊急援助隊(刑事部隊)に出動指示。

3月12日

- ・08:30 神奈川・愛知・石川・富山・福井・京都・三重・岐阜・奈良・滋賀・和歌山・大阪・兵庫の各県警察の広域緊急援助隊(刑事部隊)に出動指示
- ・09:00 宮城県警察で行方不明者相談ダイヤルの開設(022-221-2000)
- ・21:00 警視庁公安機動捜査隊8人に対して出動指示
- ・21:00 神奈川県警及び大阪府警察等が保有する放射性粉じん用簡易防護服等所用数を管理換えの上、福島県警に搬送予定

3月13日

- ・19:00 警察庁及び関東、中部の両管区警察局に対し、管区機動隊の出動を指示
- ・19:00 千葉及び静岡の両県警察水難部隊の出動を指示

3月15日

- ・08:30 北海道、青森、秋田、山形、長野、静岡、滋賀、大阪、兵庫、和歌山、警視庁、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、徳島、香川、愛媛、高知、神奈川、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、各都県警察の広域緊急援助隊(交通部隊)に対し、出動を指示。
- ・17:00 警視庁、北海道警察及び中国、四国、九州の各管区警察局管内の広域緊急援助隊(警備部隊)、管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・身元確認ができない遺体について、DNA鑑定資料や指紋等必要最小限の資料を採取の上、検視等の迅速化を図るよう全国警察に通達。
- ・経済産業省から乃協力要請を受け、警視庁機動隊等を現地に派遣し、警視庁が保有する高圧放水車を利用して、注水作業を実施予定。

3月17日

- ・10:12 滋賀県及び大阪府の両府県警察管区機動隊に対し、出動を指示

3月18日

- ・08:35 神奈川県及び埼玉県両県警察の水難救助部隊に対し、出動を指示

広域緊急援助隊の派遣状況(3月19日07:00現在)

総数: 6, 203名

第一次派遣

警備部隊 3月12日~14日 1475人 28都道府県警察
交通部隊 3月12日~17日予定 707人 28都道府県警察

第二次派遣

交通部隊 556人 29都道府県警察
岩手県へ派遣: 174人 10都県警察
宮城県へ派遣: 176人 11都県警察
福島県へ派遣: 206人 8県警察

警備部隊 200人 警視庁(宮城県へ派遣)
 管区機動隊 921人 12県警察
 岩手県へ派遣: 304人 2県警察
 宮城県へ派遣: 179人 4県警察
 福島県へ派遣: 438人 6県警察
 水難救助部隊 31人 2県警察(福島県へ派遣)

第三次派遣

警備部隊: 管区機動隊 1,863人 24都道府県警察
 岩手県へ派遣: 598人 7都道府県警察
 宮城県へ派遣: 827人 11県警察
 福島県へ派遣: 438人 6県警察
 刑事部隊 450人 32都道府県警察
 岩手県へ派遣: 143人 10道府県警察
 宮城県へ派遣: 268人 18都道府県警察
 福島県へ派遣: 39人 4道府県警察

第四次派遣

管区機動隊 1,445人 28都道府県警察
 岩手県へ派遣: 295人 12県警察
 宮城県へ派遣: 727人 12県警察
 福島県へ派遣: 423人 4県警察

航空機(ヘリ)の派遣状況(3月20日)

総計 15機

岩手県へ派遣: 4機 4都道府県警察
 宮城県へ派遣: 7機 7都道府県警察
 福島県へ派遣: 4機 4都道府県警察

停電により停止した信号機対策要員(3月18日)

対応人員 6,326人
 減灯信号機数 19,572基
 手信号対応数 2,730基
 発々等により対応できた信号機数 970基

(消防庁)

3月11日

- 15:00 宮城県庁に2名派遣。
- 15:03 北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、富山県、山梨県の航空部隊に出動準備の指示。
- 15:40 緊急消防援助隊に対して出動指示。
- 23:52 3月12日のヘリの運行予定

緊援隊として33機、県機として7機

3月14日

- 消防庁ホームページに計画停電を実施するにあたっての官房長官の協力依頼を掲示

緊急消防援助隊の派遣状況(3月19日22:00現在)

総計: 1,548機 6,055人

岩手県へ派遣: 陸上部隊 482機 15府県5市1組織
 航空部隊 15機 11道府県3市1組織
 合計 497機 23道府県6市1組織 1,885人

宮城県へ派遣: 陸上部隊 841機 23都道府県2市1組織
 航空部隊 20機 15県2市1組織
 合計 861機 31都道府県3市1組織 3,390人

福島県へ派遣: 陸上部隊 178機 4県3市1組織
 航空部隊 12機 8県4市
 合計 190機 11県6市 780人

(国土交通省)

3月11日

- 15:28 東北地方整備局防災ヘリ離陸、宮城県沿岸を調査開始。
- 15:05 中部地方整備局防災ヘリ離陸を指示、東京方面へ飛行予定。
- 15:30 関東地方整備局防災ヘリ離陸予定。23区内を調査予定。
- 15:30 東京方面へ離陸、福島沿岸を調査開始。
- 15:00 宮城県庁(4名)、岩手県庁(2名)、福島県庁(2名)にリエゾン派遣。
- 政府調査団の一員として、宮城県に大臣政務官等を派遣

3月12日

- 07:00 国土地理院が災害現場航空写真撮影。
- 避難指示の出されている福島第一原子力発電所(福島県双葉郡大熊町)の周辺地図を官邸に提供。
- 12日早朝から、テックフォース先遣隊がヘリコプターにて東北地方の広域被害調査を実施予定。
- 東北地方から茨城県にかけての海岸部周辺の地図を道路局に提供
- 電子基準点の解析結果から、最大水平方向約4m、鉛直方向で約70cmの地殻変動を検出(暫定値)
- 12日からTEC-FORCE先遣班等、延べ666班2,513名を派遣、災害対策機材(照明車、排水ポンプ車、敷水車等)計224台を派遣。
- 津波被害の甚大な港湾の被災者支援等のため大型浚渫兼油回収船3船を派遣。同船には、地方整備局の備蓄物資(非常食、水、毛布等)を積載。

3月14日

- ・計画停電の実施に伴い、利用者の影響が最小限となるよう関係する鉄道事業者に指示。
- ・米沖繩海兵隊から仙台空港復旧に関する支援申し入れがあり、防衛省を通じて、国交省航空局にて受け入れについて調整中。
- ・(社)プレハブ建築協会に対して、発注後2週間で600戸、4週間で4800戸の生産の開始を要請済み。さらに、概ね2ヶ月で約3万戸程度が供給できるよう、準備の開始を要請。本日、国土交通大臣より、住宅生産団体連合会会長等に対し、直接要請する予定。建設用地等については、岩手県、宮城県、福島県とも調整されていない状況であり、本日、建設用地の確保要請及び建設支援のため、国土交通省職員を派遣。(なお、福島県から、(社)プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅1660戸以上の建設要請があった。)

3月15日

- ・11:59 東京電力福島第一原子力発電所から半径30kmの圏内に航空法に基づく飛行禁止区域を設定し、航空安全情報(ノータム)を発出

(国土地理院)

3月11日

- ・災害地域及びその周辺の縮尺20万分の1の地図を国土地理院ホームページに公開
- ・八戸〜いわきの沿岸部の1/25000地形地図を道路局に提供
- ・福島第一原子力発電所(福島県双葉郡大熊町)周辺の地形図を官邸に提供

3月12日

- ・被災地の場所を報道情報から地図上にまとめた災害概況情報を電子国土Webシステムで集約し共有
- ・高精度の標高データを用いた詳細な標高図(デジタル標高地形図)を国土地理院ホームページ上で公開

3月13日

- ・電子基準点網の緊急解析により19時時点で水平約4m、垂直約7.0cmの変動を検出

(気象庁)

3月11日

- ・14:46 緊急地震速報(警報)を発表
- ・14:49 津波警報(大津波)を発表
- ・16:20 発生した地震について、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名
- ・被災地域への気象支援資料の提供を開始

3月12日

- ・揺れの大きかった市町村について、大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数基準)を通常基準より引き下げた暫定基準による運用を開始

3月13日

- ・地震や津波の状況等を調査するため、気象庁機動調査班(JMA-MOT)による調査活動を開始

3月15日

- ・地震・津波の被災地域における気象、地震、津波情報をとりまとめたポータルサイトを立ち上げ

3月17日

- ・15:10 東京電力福島第一原子力発電所から半径30kmの領域に対し、空域気象情報(ジグメット情報)の提供を開始

(海上保安庁)

3月11日

- ・15:01~15:44にかけて地震・津波に関する日本航行警報、NAVTEX警報済み
- ・21:16~21:47にかけて原子力緊急事態・避難命令区域に関するNAVTEX警報済み

- ・101港で船舶への避難勧告、121港で警戒勧告を実施

- ・緊急災害対策本部の設置受け、1514日本海溝型地震動員計画を発動

- ・福島第一原発に係る避難命令(3km)、屋内退避命令(3~10km)圏内海域における通航船舶等の調査及び指導のため巡視船が対応中、航空機についても発動指示済み。

3月12日

- ・03:06 福島第一原子力発電所から放射性物質の放出の可能性有りに関するNAVTEX航行警報済み

- ・04:15 新潟県上越・中越地震に関するNAVTEX航行警報済み

3月14日

- ・03:00 国土地理院との窓口を開設し、同院所属航空機からの情報提供体制を確立
- ・釜石港において測量船「海洋」により、港内の一部について、水路測量を実施。

3月15日

- ・宮古、釜石、仙台塩釜港(仙台区)において、測量船3隻による港内の水路測量等を実施。

3月16日

- ・八戸、宮古、仙台塩釜港(仙台区)において、測量船4隻による港内の水路測量等を実施。

3月17日

- ・八戸、仙台塩釜港(仙台区、塩釜区)において、測量船4隻による港内の水路測量等を実施。

3月18日

- ・八戸、仙台塩釜港(塩釜区)において、測量船2隻による港内の水路測量等を実施中。

3月19日

- ・久慈、仙台塩釜港(塩釜区)において、測量船2隻による港内の水路測量等を実施中。

対応勢力(3月20日06:00現在)

- ・巡視船56隻、巡視艇24、測量船5隻、航路標識測定船1隻、

- ・航空機29機(固定翼9機、回転翼20機)

- ・特殊救難隊14名、機動救難士14名、機動防除隊6名

(防衛省)

3月11日

- ・14:52 岩手県知事より災害派遣要請。

- ・15:02 宮城県知事から東北方面総監に対し、災害対策派遣要請。
- ・15:26 陸自第21普通科連隊の連絡要員を秋田県庁へ派遣。
- ・16:23 東北方面総監部から福島県庁へ連絡要員を派遣。
- ・15:30 陸自第二施設団から宮城県庁へ連絡要員を派遣。
- ・16:03 陸自第6師団の連絡要員を宮城県庁へ派遣。
- ・16:47 福島県知事から第44普通科連隊（福島）へ災害派遣要請
- ・16:54 青森県知事より災害派遣要請
- ・18:00 大規模災害対処派遣命令
- ・18:50 北海道知事より災害派遣要請
- ・19:30 原子力災害対処派遣命令

3月12日

- ・01:00 千葉県知事より災害派遣要請

3月16日

- ・閣議決定をもって予備自衛官、即応予備自衛官の災害招集に係る内閣総理大臣の承認を得て、防衛省・自衛隊として初めてとなる災害招集命令を発出。

3月18日

- ・東北地方太平洋沖地震による被災地域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に係る予備費の使用を決定。（閣議決定）

派遣規模（3月20日07:00現在）

人員：約10万6千人（陸約6万9千人、海約1万6千人、空約2万1千人）

航空機：回転翼209機、固定翼325機

艦船：57隻 が活動中

※3月14日、東北方面総監を長とする統合任務部隊を編成。

○派遣部隊

（陸自）

東北方面隊：第6師団・第9師団隷下、方面直轄部隊
 北部方面隊：第2師団・第7師団・第5旅団・第11旅団隷下、方面直轄部隊
 東部方面隊：第1師団・第12旅団隷下、方面直轄部隊
 中部方面隊：第3師団・第10師団・第13旅団・第14旅団隷下、方面直轄部隊
 西部方面隊：第4師団・第8師団・第15旅団隷下、方面直轄部隊
 中央即応集団・大臣直轄部隊

（海自）

指揮官：横須賀地方総監、航空集団（厚木）、教育航空集団（下総）、横須賀地方総監部（横須賀）、護衛艦、掃海艦、掃海母艦、輸送艦、訓練支援艦、多用途支援艦、海洋観測艦、潜水艦救難母艦、試験艦、補給艦、掃海艇、掃海管制艇、ミサイル艇 等

（空自）

航空団、航空施設隊、航空警戒管制団、高射群、輸送航空隊、航空方面隊司令部支援飛行隊、航空混成団司令部、ヘリコプター空輸隊、救難隊、航空総隊司令部飛行隊、偵察航空隊、警戒航空隊、高射教導隊、航空システム通信隊、術科学学校、航空隊、航空警戒管制隊 等

（厚生労働省）

3月11日

- ・15:04 全DMATに待機要請
- ・15:45 宮城県よりDMATの派遣要請があり派遣を指示
- ・16:00 対応可能DMAT146チーム、検討中116チーム
- ・16:05 福島県へDMAT派遣を指示。
- ・17:30 茨城県からDMATの派遣要請。
- ・17:35 茨城県へDMAT派遣を指示。
- ・17:41 岩手県からDMAT派遣要請、同時刻に岩手県への派遣指示。
- ・20:00 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（3月17日16:30追加）

適用市町村（法適用日3月11日）

宮城県全35市町村

岩手県全34市町村

東京都47区市町

福島県全59市町村

長野県1村

新潟県2市1町

青森県1市1町

茨城県28市7町2村

栃木県15市町

千葉県3市1町

- ・23:30 被災地に向かっている給水タンク車台数及び今後向かうことが可能な給水タンク車台数の情報を午前0時を目途に整備中。
- ・避難所等における食中毒や感染症の発生予防に努めること及び食中毒や感染症の発生時は適切な対応を行い、二次災害を防止することを各都道府県に依頼
- ・災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保を行うために、社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークの活用など、日本透析医会との連携をとるよう各都道府県に依頼。
- ・東北地方太平洋沖地震の被災者に対し、「エコノミークラス症候群」の予防を図るよう、各都道府県に依頼。
- ・生活福祉貸付について、被災した世帯に対して、特例措置を講ずる旨を各都道府県に通知
- ・中小・小規模企業の資金繰りに重大な支障が生じないよう、十分な対応を努めるよう株式会社日本政策金融公庫に依頼。
- ・要保護者に対する社会福祉施設における緊急的措置として、施設の定員を超えて受入れ

を行うとともに、施設の空きスペースなどを福祉施設として提供するよう、全国社会福祉協議会を通じ依頼。

- ・要援護者の社会福祉施設等の受入等についての考えられる取組や留意事項及び特例措置等について都道府県等に通知。
- ・被災した視覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、視覚障害者等の状況・ニーズを把握するとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の配慮をするよう依頼。
- ・被災した要援護障害者等への対応について、避難所等における対応、障害者支援施設等における受け入れ、補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用、視覚障害者のコミュニケーション支援、利用者負担の減免等について、都道府県等に連絡。
- ・被災した要介護者等に関して、実態把握に努めること、介護サービス事業者等に対する協力依頼、介護保険施設等の施設・設備基準等に関する柔軟な取扱い、利用者負担の減免について、各都道府県に連絡。
- ・避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、被災自治体から旅館、ホテルに対して避難所等として受入要請があった場合の協力について、全国旅館ホテル同業組合連合会等に依頼。
- ・避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者について、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急避難の措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えないこととするともに、社会福祉施設等の職員確保が困難な施設について、広域的調整の下で職員派遣を行うよう依頼。
- ・被災した後期高齢者医療制度被保険者に係る一部負担金の減免及び保険料の取扱いについて各都道府県等に連絡。
- ・国民健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民保険料（税）の減免、徴収猶予並びに納期限の延長を行うことができること等について、各都道府県に連絡。
- ・健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金等の減免等及び保険料の納期限の延長等ができること等について、健康保険組合等に連絡。
- ・被災に伴い被災者が被保険者証を保健医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡。
- ・公費負担医療を受けている被災者が、医療機関において手帳、患者票等の提出ができない場合においても受診が可能である旨を都道府県に連絡。
- ・社会保険診療報酬支払基金に対し、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業納付金の納付猶予を必要とする保険者を把握するとともに、速やかに納付猶予の申請を行うよう依頼。
- ・労災保険給付の請求に係る事務処理に関して、請求書提出時の弾力的取扱い、今回地震に伴う傷病の業務上外等の考え方、相談・請求の把握について都道府県労働局に指示。
- ・災害救助法の適用区域に所在する雇用保険の適用事業者に雇用される被保険者の中で、災害により事業を休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた者であり、かつ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者に対して、雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施。

3月12日

- ・医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生じることがないように、また、適正な流通を阻害することがないように、万全の措置を講ずるよう関係団体に依頼。

・16:00 国との連絡調整役として仙台市役所へ職員1名、東北厚生局より1名派遣を決定

- ・被災地の患者に対して、医師等からの処方せんの交付が無い場合でも、必要な処方箋医薬品を販売又は授与可能である旨を都道府県等に連絡。
- ・医薬品・医療機器を被災地に円滑に輸送できるよう「緊急通行車両確認標章」の発給手続きを医薬品・医療機器の製造卸事業者団体に通知。
- ・要介護認定事務の取扱や被災者が介護保険の被保険者証を提示できない場合であっても利用可能とする等について各都道府県に依頼。
- ・柁、ドライアイス、遺体搬送、火葬場の確保について、市町村から応援要請を受けた場合に、県内市町村、近隣県等と連携を図って対応するよう各都道府県に依頼。
- ・柁、ドライアイスの確保・提供について、葬祭業の全国団体に対して協力を依頼。

3月13日

- ・被災地域にある事業所について、厚生年金保険料（健康保険・子ども手当供出金・船員保険を含む）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知。
- ・国民年金保険料について、一定の要件に該当する場合は、申請に基づく災害時の保険料免除が可能である旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知。
- ・20歳前に初診日がある障害基礎年金の支給停止等について、被災者の被害金額の程度により所得を理由とする支給の停止等は行わないこととする旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知。
- ・年金受給者の現況居について、被災により期限までに提出が困難な場合には、提出・期限を延長する旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知。
- ・激甚災害と指定されたことに伴い、事業者が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、実際に離職していなくても失業しているものとして失業の認定を行い、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施。
- ・甚大な被害を受けている生活衛生関係業者等の中小企業者等に対する日本政策金融公庫の災害融資について、特別相談窓口の設置、低金利の設定が講ぜられたことについて、日本政策金融公庫の相談窓口とともに、厚生労働省ホームページに提示。

3月14日

- ・総務省消防庁に対し、「東京電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を通知
- ・労災保険の療養の給付の手続について、任意の様式によっても差し支えないこととした。また、非指定医療機関の指定の適正運用や指定申請の勧奨等を行うこととした。
- ・母子健康手帳の交付及び妊娠婦、乳幼児に対する健康診査等について、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切にサービスが受けられるよう配慮する旨、各都道府県に通知。
- ・被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベが枯渇したことによりやむを得ず工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用する場合の取扱

- いについて都道府県等に連絡。
- ・市町村長による埋火葬許可証が発行されない場合でも代替措置により遺体の埋火葬を認める特例措置について各都道府県に通知
- ・緊急援助隊が入国する際に携行する医薬品等の通関の際の配慮について、財務省関税局業務課に依頼。
- ・東北地方太平洋沖地震にかかる医薬品等緊急輸入を行う場合、通関の際の弾力的な対応について財務省関税局業務課に依頼。
- ・被災地の患者に対して、医師等の受診や医師等からの処方箋の交付が困難な場合でも、症状等について医師等へ連絡し、施用の指示が確認できる場合には、必要な医療用麻薬または向精神薬を施用のために交付可能である旨を都道府県等に連絡。
- ・外国の医師資格を有する者が、必要最小限の医療行為を行うことを認める旨を、被災都道府県に通知
- ・被災した中小・小規模企業からの返済猶予への柔軟な対応と遅延が生じた場合の適的な変換猶予手続きについて、株式会社日本政策金融公庫に依頼。
- ・消費生活協同組合の行う共済事業に関し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を連絡。

3月15日

- ・住宅が全半壊した者などに対しては、医療機関は患者から患者負担分を徴収せず、審査支払機関へ患者負担分も含めて全額（10割）を請求することを関係団体等を通じて医療機関に連絡。併せて、一部負担金等については、免除・猶予することが可能なことを、改めて保険者に対し連絡。
- ・保健医療機関等の建物が全半壊した場合や、入院患者の急増等により保健診療上、必要な施設基準を満たさなくなった場合等の保健上の取扱いについて、関係団体等に連絡。
- ・被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣する等の対応を行うよう都道府県等に連絡。
- ・医師等の診療を受けられない被災者への向精神薬の提供に関し、薬剤師が事前に医師等から包括的な施用の指示を受けている場合、医師等への確認が取れなくても向精神薬を提供することが可能である旨を都道府県に通知。
- ・早期に必要な医療用麻薬を補給できるよう、県境を越えた麻薬の譲渡手続きを簡素化し、事前に電話連絡をした上で、譲渡後に許可申請書を提出することも可能とする旨を都道府県等に連絡。
- ・被災地域にある事業所について、労働保険料（一般供出金を含む）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を都道府県労働局長に通知（3月14日）及び関係団体に周知依頼（3月15日）。
- ・被災した社会福祉施設、医療機関等に対し、独立行政法人福祉医療機構の災害復旧貸付について融資率等の優遇措置を図る旨、各都道府県に通知。
- ・3月20日に実施する管理栄養士国家試験について、宮城県会場での試験実施ができないため、追加試験の実施、受験希望者への特設会場の設置（厚生労働省）の決定に関し、受験者、関係者への周知を都道府県、関係機関等へ依頼。

3月16日

- ・独立行政法人国立精神・神経医療研究センターにおいて医療関係者等への支援者向けの

情報提供サイトを開設

- ・事業者、労働所及びその家族等被災された住民が、産業保険推進センター、地域産業保健センター等でメンタルヘルスを含む健康問題について電話等で相談を受けられるよう、（独）労働者健康福祉機構及び都道府県労働局に通知

3月17日

- 今回の地震による被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、地震発生日以降に期限の到来するものについて、その満了日を平成23年8月31日まで延長するための告示を制定
- ・被災地域の患者に対する医薬品の供給を優先するため、被災地以外における長期処方の方、分割調剤の考慮を保健医療機関及び保険薬局に依頼
- ・被災した介護サービス利用者等のうち利用料金等の支払が困難になった者については、支払いを猶予することができることについて都道府県に連絡
- ・被災した介護保険制度被保険者が他市町村に転入した際の資格認定の弾力的対応について、都道府県に連絡
- ・震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主のうち、当面、特に被害の大きかった青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主については、支給要件の緩和（事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届けの事後提出を可能にすること）を実施。あわせて、雇用調整助成金の活用事例について事業主に周知
- ・各種助成金について、災害時における支給申請期限に係る取扱い（支給申請が可能になった後、一定期間内に支給申請等を行えば期限までに支給申請等があったものとして取り扱う）を事業主の方へお知らせするよう都道府県労働局に指示
- ・海外企業から在日の日本法人に向けてヨウ素製剤（ヨウ化カリウム）を送付する際の輸入手続きについて、各地方厚生局及び財務省関税局業務課に連絡
- ・被災地域及びその周辺地域の独立行政法人雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設について地方公共団体等から要請があった場合には、仮設住宅用地等として提供すること等を独立行政法人雇用・能力開発機構に依頼するとともに、その旨を関係県に通知
- ・訓練・生活支援給付を受けている基金訓練の受講者が、地震等の被害により、訓練の受講が困難となった場合であっても、「やむを得ない事情」により訓練に出席できない者として、訓練・生活支援給付の支援を行うことができるよう中央職業能力開発協会に通知
- ・福島第一原子力発電事故により、周辺環境から放射能が検出されていることから、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることのないよう、都道府県、関係機関等に通知
- ・被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保について懸念がある状況であるため、都道府県及び全国都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会宛に、被災地のがん患者の受入可否等についての情報把握等について依頼
- ・被災地における周産期・新生児救急事例や被災した妊婦が適切に医療を受けられるよう、都道府県と協力の上、受入体制について適切に対応いただくとともに被災地自治体や医療機関から相談窓口を設けて適切に対応いただくよう日本産婦人科医会、日本産婦人科

学会、日本周産期・新生児医学会あて依頼

- 被災地における妊婦等の受入体制等について、相談窓口を設置し、被災自治体や医療機関から要請があったときは、適切に対応するよう都道府県あてに通知
- 東北地方太平洋沖地震にかかる保健師等の派遣について、都道府県等に対して、更なる派遣を依頼。
- 昨日の告示を受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について通知。

3月18日

- 東京電力管内の都道府県および水道事業者等に対して、管内の予測不能な大規模停電の発生に備えて、自家発電等の点検、水道需用者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請。
- 予測不能な大規模停電の発生を想定した対応の要請について、人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知を関係都道府県に依頼。
- 保健所等における放射線に関する健康相談の体制整備を都道府県等に依頼。
- 都道府県（被災地への支援を行う被災地以外の都道府県含む）において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、被災された方々のインフルエンザ罹患予防及び治療薬用に使用できる旨を各都道府県に対して通知。
- 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）について、被災した世帯に対する特例措置の運用にあつたての留意事項を各都道府県に通知。
- 被災者（岩手県・宮城県・福島県）の要望に応じて、被災地の社会福祉施設等のうち介護職員等が不足している施設等に対し、他自治体からの派遣を調整することとし、その旨を通知。
- 被災者（岩手県・宮城県・福島県）の要望に応じて、被災地の社会福祉施設等から他自治体の施設等への要援護者の受入を調整することとし、その旨を通知。
- 被災地の病院等に対して他の病院等から医薬品・医療機器を融通することは薬事法違反とはならない旨を都道府県等及び関係団体に通知。
- 被災地域に住所を有していた国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者が、他市町村へ転入の際に転出証明書が提出できない場合の被保険者資格の認定方法等の特例について保険者に対して連絡。
- 地震の発生に伴い、生命維持に常時電源が必要な重度障害者等の入院において必要な生活に係る支援について、障害者自立支援法及び介護保険法における支援の対象として差し支えないことを都道府県・関係団体等に連絡。
- 地震に伴う休業に関する取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A（第1版）」を作成し、周知。
- 災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知。
- 雇用保険の失業手当の特例措置（激甚災害と指定されたことに伴い、事業者が直接的な被害を受け、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくとも雇用保険の失業手当を支給できる）について、就業場所が、請負現場や労働者派遣事業の派遣先である労働者も対象となることを明確化。

DMATの活動状況（3月17日22:00現在）

活動中 12チーム
岩手県庁 9チーム
その他（いわて花巻空港ほか） 3チーム
移動中 8チーム
対応可能 103チーム
検討中 115チーム

- 岩手県、宮城県、福島県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく地方自治体の保健師の派遣斡旋の要請を受け、保健師等の派遣を調整（3月13日）

保健師の派遣状況（3月18日12:00現在）

	チーム数	派遣先都道府県等
現在活動中	60	岩手県16、宮城県23、福島県2、仙台市19
移動中	9	岩手県4、宮城県1、仙台市4
移動準備中	31	岩手県13、宮城県14、福島県1、仙台市3
合計	100	岩手県33、宮城県38、福島県3、仙台市26

- 宮城県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく心のケアチーム派遣斡旋の要請を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター及び各都道府県と、派遣可能なチーム数や期間の早急な調整を3月13日開始。

一派遣開始:

宮城県: 岡山県（3月16日）、長野県（3月17日）、長崎県（3月18日）
仙台市: 兵庫県（3月18日）

（農林水産省）

3月11日

- 政府調査団に職員（5名）を派遣 → 追加で職員10名派遣（3月12日）
- 被災地における食糧の供給・確保について、関係団体に依頼（一部食料品については、被災県に向けて手配中）（3月12日）
- 22:00 消防庁、外務省危機管理室及び警察庁に対し、動物衛生課より「災害救助犬の受け入れ手続きに関する連絡先について」を持ち込みにより手交。
- 23:30 各種食糧（米・弁当・水等）の供給元情報を整理中。
- 農協・漁協系統金融機関、政府金融機関等に対して、被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう依頼する通知を发出。
- 全国燃料協会（木炭に関する全国組織）及び日本煉炭工業会（煉炭の全国組織）等に木炭及び煉炭の供給体制を要請。
- 林野関係被害についての迅速な報告依頼及び適切な応急対応等の依頼につき各都道府県及び森林管理局に文書により通知。

3月12日

- ・本省に農林水産業被害に関する相談窓口を開設
- ・震度4以上が発生した各県に対し、「人命最優先」という前提で、「二次災害防止」及び「ダム・ため池の点検対象施設の点検」の2点を指示
- ・東北森林管理局、関東森林管理局、中部森林管理局で、ヘリコプターによる調査を実施
- ・漁業取締船10隻に対し、被害状況の把握及び救助等のため、全国各地から東北沖に向かうよう指示（3隻現場到着済み）
- ・漁業調査船・取締船3隻に対し、支援物資の輸送のために準備できるよう準備を指示
- ・水産加工関係団体（19団体）に対し、被災地への食料支援について協力を要請
- ・漁業共済団体及び漁船保険団体に対し、被害の早期把握、迅速な損害評価の実施及び共済金・保険金の早期支払について通知を发出
- ・海外からの救助犬につき、阪神大震災の頃と違い、弾力的な検定ルールが制定済みであり、柔軟な対応が可能な旨外務省・総務省・警察庁に連絡。外務省からの要請を受け、韓国・シンガポール・ドイツ・スイス・米國・英國・オーストラリア・メキシコから、計41頭受け入れ済み
- ・被害のあった農業用ダムの緊急調査のため東北農政局担当官を福島県下に派遣

3月13日

- ・北海道森林管理局、東北森林管理局、関東森林管理局、中部森林管理局で、ヘリコプターによる調査を実施

3月14日

- ・震災地域で販売される飲食料品の表示について、当分の間、JAS法の取締りの対象としない旨、都道府県へ通知
- ・農林漁業関係保証団体等に対して、被害を受けた農林漁業者等に対する既貸付金の償還猶予等が図られるよう依頼する通知を发出
- ・計画停電下において飲食料品の確保、消費者への販売・流通が確保されるよう依頼する通知を发出
- ・小売店における商品の不足などの状況に対して、消費者へ安定的に食料品を供給するため食料品の適正確保に向けた対応を依頼する通知を发出
- ・福島県からの要請に基づき、災害応急用ポンプ（農地湛水排除用）を、関東農政局土地改良技術事務所（埼玉県川口市）より10台、東北農政局土地改良技術事務所（宮城県仙台市）より2台、計12台搬送（南相馬市）
- ・名取土地改良区（宮城県経由）からの要請に基づき、災害応急用ポンプ6台を、東北農政局土地改良技術事務所より6台搬送
- ・林地荒廃等被災状況の把握と今後の対応を検討するため、担当官を長野県及び新潟県へ派遣

3月15日

- ・林業・木材関係団体を対象に被害状況の把握と災害復旧木材の安定供給及び価格安定等を議題として連絡会議を開催
- ・林地荒廃討議者状況の把握と今後の対応を検討するため、担当官を栃木県へ派遣。
- ・燃料単価が高騰したときに補填金を交付する漁業経営セーフティネット構築事業の平成23年4月からの新規加入期限を3月31日から5月31日に延長すると共に、被災した業者についてはそれ以降の加入も可能夫となるよう手当てするための文書を发出。

- ・農林水産省から経済産業省に対して、燃料の確保と食品向けの優先供給を要請。

に木炭

- ・配合飼料不足に対応した給餌の方法、停電でのウィンドレス畜舎や園芸施設の温度管理等についての技術指導通知を发出。
- ・自衛隊が、人員輸送、物資輸送の民生支援を行うため、不通となっている岩手県内の県道41号線の迂回路として国有林林道を活用。
- ・名取土地改良区（宮城県）からの要請に基づき、災害応急用ポンプを、東北農政局土地改良技術事務所より7台、東海農政局土地改良技術事務所より4台、計11台搬送

3月16日

- ・被災者救援に協力する食品企業者に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう金融機関に依頼する文書を发出。
- ・家畜用飼料の運搬車に対して緊急走行車両確認標章が交付されるよう警察庁から各県警本部に連絡。本件について関係団体に通知を发出。
- ・全農に対し、東北地域及び周辺地域における農業用A重油の需給の過不足状況を把握の上、地域内調整等を行うよう要請する通知を发出。
- ・関東森林管理局で、ヘリコプターによる調査を実施。
- ・東北森林管理局及び関東森林管理局で、避難所への食糧輸送用に車両20台を確保し、緊急食糧の輸送を実施。
- ・名取土地改良区（宮城県経由）から要請のあった災害応急ポンプ7台（追加分）を、東北農政局土地改良技術事務所より搬送

3月17日

- ・漁業調査・取締船3線が、支援物資の輸送等の活動中。東光丸は、釜石港に着岸、粉ミルク（8000缶）等の陸揚げを行い、軽油を緊急車両、トラック等に提供。白竜丸は、牡鹿半島表浜地区等にて、漁船と協力し物資を沿岸集落に配布。
- ・国土交通省住宅局に対し、仮設住宅用地として活用可能な国有林野のリストを提供
- ・住宅関連資材の調達等に関する情報収集と対策を行うため、林野庁、経済産業省、国土交通省による対策会議を開催
- ・森林管理局・署が有する、ブルーシート・ストーブ・医薬品・水等支援物資を、各地の避難所・市町村及び県災害対策本部に提供

3月18日

- ・農林水産省は、厚生労働省が実施する食品の安全確認に関しての調査等に都道府県と連携しつつ全面的に協力。
- ・漁業取締船白竜丸が宮城県表浜地区周辺住民の安否情報及び住民からのメッセージを他の取締船と協力して石巻市役所に伝達。メッセージは農林水産省ホームページにも掲載。
- ・亘理町（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ2台【東海農政局土地改良技術事務所から貸出】を搬送
- ・石巻市（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ6台【北陸農政局土地改良技術事務所から貸出】を搬送中
- ・林野庁長官、経済産業省製造産業局長、国土交通省住宅局長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長の4省庁連名で、住宅関連資材の不足への対応に関し円滑な供給のため関係業界団体への通知を发出。

(財務省)

3月11日

・日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫において相談窓口を設置

3月12日～(3月17日18:00現在)

・財務局・財務事務所から地方公共団体にに対し無償貸付等が可能な未利用国有地等の情報提供(東北財務局、北海道財務局、関東財務局)

【未利用国有地】

一北海道財務局から北海道に対し、リストを提供。(198件)

一東北財務局から宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県に対し、リストを提供。(174件)

一関東財務局から埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県に対し、リストを提供。(252件)

※3月16日に東北財務局管内における未利用国有地(1件:649㎡)を地方公共団体に無償提供済み。

【国家公務員合同宿舎】

一北海道財務局から北海道に対し、リストを提供。(12住宅108戸)

一東北財務局から宮城県、青森県、岩手県、秋田県に対し、リストを提供。(29住宅345戸)

一関東財務局から千葉県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県、埼玉県に対し、リストを提供。(113住宅2,385戸)

【各省各庁所管財産(特別会計所属未利用国有地等)】

一北海道財務局より北海道に対し、リストを提供。(未利用国有地19件、省庁別宿舎5住宅45戸、庁舎12件)

一東北財務局より宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県に対し、リストを提供。(未利用国有地77件、省庁別宿舎7住宅23戸、庁舎9件)

一関東財務局より埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県、群馬県に対し、リストを提供。(未利用国有地39件、省庁別宿舎34住宅263戸、庁舎9件)

※3月14日に東北財務局管内における宿舎4戸を地方公共団体に無償提供済み。

3月12日

・13:15 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県(対象地域については、今後、被災の状況を踏まえて見直し)の納税者に対して、国税に関する申告・納付等の期限の延長、この他の地域に居住し、申告等が困難な納税者についても、個別に申告・納付等の期限の延長が認められる旨、発表

・13:15 住宅・家財等の損失に係る雑損控除又は災害減免法による減免を平成22年分所得で適用するなどの税制上の対応策を講じる旨、発表

・13:15 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県(対象地域については、今後、被災の状況を踏まえて見直し)の被災者に対して、関税に関する申請等の期限の延長、証明書交付手数料の還付又は免除し、この他の地域に住所又は居所を有する申請等が困難な被災者についても、個別に申請等の期限の延長が認められる旨、発表

・沖縄振興開発金融公庫において特別相談窓口を設置

・日本政策金融公庫から指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)を通じた

危機対応融資の対象への追加

・「平成23年(2011年)東北地方太平洋地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」を閣議決定

3月14日

・国家公務員共済組合においては、共済組合の判断により、東北地方太平洋沖地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができること、組合員証等を紛失した場合に速やかに再交付を行うこと等について、各共済組合に連絡。

3月15日

・被災者に対する個人向け国債の中途換金の特例(禁止期間にかかわらずいつでも中途換金可能)について、従来必要とされていた罹災証明書等がなくても中途換金が可能となるよう臨時特例省令を制定し、3月11日から適用する旨、発表。

・中央共同募金会が募集する寄附金について、寄附金控除等の対象となる「指定寄附金」に指定。

3月16日

・19:20 国家公務員共済組合においては、共済組合の判断により、長野県北部の地震で被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができること、組合員証等を紛失した場合に速やかに再交付を行うこと等について、各共済組合に連絡。

・19:20 住宅が全半壊した者などに対しては、医療機関は組合員等から組合員等負担金を徴収せず、審査支払い期間へ組合員等負担分も含めて全額(10割)を請求することを関係団体等を通じて医療機関に連絡。併せて、一部負担金等については、免除・猶予することが可能なことを、改めて国家公務員共済組合に対し連絡。

3月17日

・11:00 (財)塩事業センターに対して、今回の地震によって生じた食用塩の需給の不均衡に対応するため、同センターが保有する備蓄塩の供給を行うよう塩事業法に基づき命令を发出。

3月18日

・税関監視艇1艇に税関の保有する災害物資を支援物資として積載し、函館港に向けて出港。

(金融庁)

3月11日

・平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社、火災共済協同組合に対して、可能な限りの便宜措置等を依頼する通知を发出(3月11日)

3月13日

・新潟県及び長野県内の関係金融機関等に対し、日本銀行と財務省関東財務局の連名で「長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について」を发出し、預金の払い戻し時の柔軟な取扱い等、被害者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請した。

・3月14日以降、金融市場及び証券市場において通常通り取引を行うこと、その際、金融庁において災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため市場の厳格な監視を行っていくこと等を内容とする「金融担当大臣談話」を公表

(経済産業省)

3月11日

- ・コンビニエンスストア・スーパー等の小売り関係10団体に対し、被災者の生活必需品確保と円滑な供給に全力をあげるとともに、便乗値上げ等の混乱が生じないよう、会員企業への周知を要請
- ・公的金融機関に対して、年度末の土日相談において、各支店の被災状況等を十分に踏まえ、可能な範囲で、中小企業等からの相談に親身に対応するよう要請
- ・商工会議所等中小企業団体及び公的金融機関に対して、各地の状況に応じて可能な範囲で対応するよう以下の要請を行った。
 - ー本件地震災害に対する「特別相談窓口」の設置
 - ー災害復旧貸付の適用
 - ー既往債務の返済条件緩和等の対応
- ・中小企業基盤整備機構に対して、小規模企業共済制度における災害時貸付の適用、共済掛金の納付・一時貸付金の返済支払いの猶予、共済金支払いの迅速化等の要請を行った。
- ・中小企業基盤整備機構に対して、中小企業倒産防止共済制度における共済掛金の納付・共済金貸付の返済支払いの猶予、共済金支払いの迅速化等の要請を行った。
- ・事業協同組合及び火災共済協同組合が行う事業に関して、共済金支払いの迅速化、共済掛け金の払込期限の延長等の要請を行った
- ・今般の地震による災害について、3月12日に激甚災害指定が閣議決定されたところ、対象地域を全国として、被災中小企業に対して、信用保証協会による災害関係保証、日本政策金融公庫・商工中金等の災害復旧貸付の貸付金利引き下げ等を実施する。
- ・官邸からの要請に対し、経産省が供給する物資の調達を各業界団体や企業に依頼し、被災地へ供給が始まっているが、物資輸送に関しては国土交通省や自衛隊とも協力をし、鋭意対応中。
- ・関東経済産業局管内の28工業用水道事業者及び(独)水源機構に対し、安全・保安の確保に努めるよう指示したところ(一部、連絡が取れない事業者あり。)なお、東北経済産業局管内の17工業用水道事業者とは連絡が取れないため、連絡が取れ次第、関東経済産業局同様に指示する予定。

3月12日

- ・01:15 移動式トイレについてニッゲンのレンタルから5,000基供給可能との連絡があり、搬出可能時間を確認中。
- ・01:15 毛布について大阪の業界団体から25,000枚供給可能との連絡があり、3月12日17:00までに供給可能
- ・03:15 燃料(ジェット、灯油、A重油、ガソリン、軽油)、毛布、ラジオ、懐中電灯、発電機、ドライアイス、棺桶、カイロ、ろうそく等について供給元情報を適宜追加
- ・発電施設の状況により供給力不足が生じることが見込まれるため、節電を求める大臣談話を発出。また、産業界に対し、業界団体を通じ、最大限の電気の使用の抑制を要請。
- ・災害救助法が適用された市町村等において、被災した電気の需要家に対し、電気料金の支払期限の延長等の特別措置の認可を、東北電力について実施。

3月14日

- ・12日の激甚災害の指定を受けて、被災中小企業に対する災害関係保証(100%保証)。

保証限度額は無担保8千万円、普通2億円)を開始。

- ・日本公庫、商工中金等が災害復旧貸付を実施し、特段の措置として、0.9%の金利引き下げを開始。
- ・日本公庫、商工中金等において、今般の地震災害等の影響で既往債務の延滞が生じている場合で、返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に過ぎして返済猶予等の対応ができるよう措置。
- ・信用保証協会において、審査書類の簡素化等や返済期日後の期間延長等の対応ができるよう措置。
- ・製造及び流通関係団体を通じ、傘下の企業に対して生活必需品の生産体制と円滑な供給体制の整備を要請した。

3月15日

- ・災害救助法が適用された市町村等において、被災したガスの需要家に対し、ガス料金の支払期限の延長等の特別措置の認可を、申請のあったガス事業者について実施。
- ・東京電力管内及び東北電力管内における相当の電力供給力不足に対応するため、被災地を除く管内の産業界に対し省エネルギーへの協力を要請。

(文部科学省)

3月11日

- ・18:00 政府調査団(宮城県)に職員3名を派遣。
- ・21:00 地震調査研究推進本部地震委員会(臨時会)を開催。
- ・19:00 国公立の全大学病院に対し、DMATの派遣を要請(3月17日20:00現在で文部科学省が把握している派遣人数は404名(59大学))

3月12日

- ・政府調査団(岩手県)に職員1名を派遣。
- ・10:00 職員2名、日本分析センター職員4名、原子力安全技術センター職員2名、日本原子力研究開発機構職員7名、放射線医学総合研究所職員3名を現地に派遣。
- ・大学入試の中止等の状況(3月18日13:00現在)
 - ー3月12、13日に試験を実施しないことを確認した大学、36大学(内訳:国立18大学、公立10大学、私立8)
 - ※試験を中止した上記18国立大学のうち、期日を変更して実施する大学4大学(うち2大学は一部の学部のみ)、センター試験の成績等による入学者選抜を行うこととした大学16大学、また、公立大学10大学のうち、センター試験の成績等による入学選抜を行うこととした大学が10大学
 - ー試験時間を繰り下げ 61大学(内訳:国立37大学、公立17大学、私立7大学)

- ・避難先となっている公立学校等(文部科学省で把握できたもの:3月19日05:00)
 - 岩手県(小36、中15、高12、特別1、短大1)、宮城県(幼5、小173、中97、高27、中等1、大5)、福島県(幼2、小71、中25、高33、大4、特別4、高専1)、茨城県(小42、中24、高3、大1)、栃木県(小42、中24、高3、大1)、千葉県(小7)、長野県(小2、中1)

- ・3月12日 (独)宇宙航空研究開発機構は、陸域観測技術衛星「だいち」により被災地域を撮像し、画像を関係機関に提供。(3月12～16日まで毎日提供)
- ・観測データからは、広範囲にわたる冠水や地殻変動が確認できる。(観測結果は宇宙航空研究開発機構のホームページ上でも順次公開)

- ・地球深部探査船「ちきゅう」は、破損した推進装置等の応急処置を行うため、室蘭港に向けて八戸港を出港(3月17日17:00)。なお、船内に残された地元の中居林小学校の児童48名及び引率教師4名を3月12日13時20分から海上自衛隊のヘリコプターで下船。(17:20までに親へ引き渡し終了)

・高校入試の状況

公立高等学校の入試について全ての県で確認が取れた(3月16日11:45現在)

延期等の措置を検討(8県)～青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県

※他の都道府県についてはすでに全日程を終了または入試を予定通り実施する見込み。

- ・関係機関等と連携を取り、安全確保に万全を期すとともに、文部科学省への情報提供を改めて依頼。

3月14日

- ・地震により被災した学生が修学・卒業するにあたり、①奨学金の周知、②授業料等の納付時期の弾力的取扱い、③単位認定等の弾力的対応、④学生へのメンタルヘルスケア等の配慮を求める通知を各大学の学長宛に発出

- ・専修学校・各種学校の入学手続きや生徒の卒業・進級・転学等において、被災した生徒に対する特段の配慮を求める通知を、各都道府県専修学校各種学校主幹課長等宛に発出

- ・①被災した児童生徒等の公立学校への受け入れ、②被災した児童生徒等への教科書の無償給与、③児童生徒の入学手続・入学科や修学援助、奨励金等の弾力的な取扱い・措置、④修了認定や補習事業等への配慮、⑤登下校時の安全確保や心のケアの実施、等について取組を促す通知を、関係教育委員会や付属学校を置く各国立大学長宛に発出

- ・防災が科学技術研究所の地震計(高感度地震計、広域地震計)で記録された東北地方太平洋沖地震の波形データ等について東大地震研究所のホームページ上で公開

- ・巨大地震及び津波の発生メカニズムの解明を目的とした「2011年東北地方太平洋沖地震に関する総合調査」を行おうとする13大学と海洋研究開発機構の研究者に対し、科学研究補助金の交付を決定。本調査の実施に当たり、三陸沖から鉾子沖にかけて海底地震計の設置や海底地形の調査等を行うため、海洋研究開発機構の深海調査研究船「かいれい」が横須賀を出港。

- ・大学病院における必要物資の確保について、各大学病院長宛に事務連絡

- ・公立学校共済組合に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保健医療機関等において受診できること等を連絡。

3月15日

- ・茨城県茨川市からの要請に基づき、文化庁から被害状況等の現地調査を行うため、文化財調査官を派遣(3月17日09:00出発、11:00到着予定)

- ・住居滅失など地震被害に伴う職員の職務専念義務免除及び職員による防災救助活動等への協力の際の職務専念義務免除について、各都道府県教育委員会等に事務連絡

- ・被災した職員及び被災地域において、教員免許更新制における手続きが円滑に行えるよう、各都道府県教育委員会等宛に事務連絡

- ・教育活動に支障が生じないよう、学校施設の早期復旧について国の調査を待たずに復旧工事が行える旨の通知を、関係教育委員会に発出

- ・地震の発生に伴う節電の徹底についての協力依頼を、教育委員会等に発出

- ・3月14日からの計画停電による帰宅困難者を国立オリンピック記念青少年総合センター(渋谷区代々木)において受け入れ

- ・13日及び14日、関係都道府県教育委員会、大学、大学病院、独立行政法人等に対して、計画停電に関する周知を徹底するとともに(3月14日～)、授業等の弾力的な対応や児童生徒等の安全確保等の適切な対応について事務連絡等により依頼(3月15日)。文部科学省庁舎においても、災害対策業務の実施を最優先としつつ、当面の間、徹底した節電対策を実施。

- ・組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保健医療機関等において受診できること等について、公立学校共済組合においてホームページに掲載し組合員に周知。

- ・公立学校共済組合において、同組合の宿泊施設について、被災者の宿泊料を無料で受け入れること、この措置は被災地からの受入生にも適用すること等を決定。

3月16日

- ・臨床心理士の被災地への派遣について、日本臨床心理士会に検討を要請

- ・炊き出しなど被災者に対する支援のための学校給食施設等の活用について、各都道府県教育委員会等に協力を要請

- ・計画停電の影響により、その間休院した大学病院は下記のとおり(3月16日21:00)

ー日本大学松戸歯学部付属病院(3月15、16日)

ー東京歯科大学市川総合病院(3月16、17日)

- ・独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、岩手県から要請を受けた文部科学省の依頼に基づき、超高速インターネット衛星「きずな」を活用した通信インフラを現地に確立すべく、地上アンテナ等の資機材と要員5名を現地に派遣することを16日に決定。資機材及び要員は17日に岩手県庁に到着。18日には受信機の設置を終え、高速インターネット環境の提供を開始。また、18日に被災現場(釜石)にも資機材及び要員が到着。

3月17日

- ・公立学校共済組合の宿泊施設において、被災者の宿泊料を無料で受け入れること、この措置は被災地からの受入生にも適用すること等について、同組合ホームページに掲載して周知。

- ・各大学に対し、入学選抜や入学式等の日程変更等柔軟な措置を要請し、「平成23年度大学入学者選抜実施要領」に係る特別措置(被災者等の影響による場合は、試験期日、入学手続き期日に関して、各期日を超過して期日を指定しても差し支えないとする等)について通知

3月18日

- ・被災した児童生徒等に対して、心のケアを含む健康相談を行うため、臨床心理士等144人を宮城県、福島県に派遣することを決定。

- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構の国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区代々木）において、福島県から透析患者及びスタッフ約358名を受け入れ、宿泊は3月17日～22日の予定。
- ・（社）日本野球機構に対し、東京電力・東北電力管内以外での試合開催のための努力、東京電力・東北電力管内での夜間の試合開催自粛を求める通知を発出
- ・4月19日に実施を予定していた平成23年度全国学力・学習状況調査について、同日の実施をとりやめ、7月末日までは調査を実施しないこととし、その旨を、各都道府県教区委員会等に通知

（総務省）

3月11日

- ・日本放送協会に対し、「被災地では停電が続くなどしており、ラジオによる情報伝達が重要になっている。地域住民が必要とする情報をしっかりと伝えるよう、NHKとして取り組んでもらいたい。」旨、口頭要請。
- ・日本民間放送連盟に対し、「東北地方の放送による災害情報の伝達について、当該地区の会員各社に対し、被災地の停電等の状況も踏まえ、特にラジオによる放送継続と災害情報の伝達に最大限の努力を払って頂くよう、民放連としても要請頂きたい。なお、総務省からも同様の内容で、東北地区のラジオ各社あて、口頭伝達する。」旨、口頭要請。
- ・東北のラジオ各社（青森放送、エフエム青森、アイディーシー岩手放送、エフエム岩手東北放送、エフエム仙台、秋田放送、エフエム秋田、山形放送、エフエム山形、ラジオ福島及びエフエム福島）それぞれに対し、「被災地では停電等が続くなどしており、ラジオによる情報伝達が重要になっている。地域住民が必要とする情報をしっかりと伝えるよう、災害情報の伝達に最大限の努力を払って頂きたい。」旨、口頭要請

3月12日

- ・7時39分以降順次、内閣府に対して、停電しているNTT、NHKの重要施設について、政府備蓄を回せないか要請。
- ・北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び茨城県全域あてのゆうパック及びゆうメールの引受け停止を決定。
- ・（社）日本アマチュア無線連盟に対し、アマチュア無線機具の提供等について要請。
- ・宮城県及び新潟県津南町から災害対策用移動通信機器の貸与要請があり、新潟県津南町に対しては同日22時30分までに簡易無線15台を貸与済み、宮城県に対してはMCA無線7.0台及び簡易無線7.0台を貸与済み。
- ・日本データ通信協会及び携帯電話事業者等に対し、誤った情報を内容とするチェーンメール等に関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知。

3月13日

- ・片山総務大臣、鈴木総務副大臣が岩手県及び宮城県を視察
- ・住民の安否確認や被災者に対して緊急に行うべき事務について、都道府県が条例に定めることにより住基ネットの保有する本人確認情報を適切に活用するよう、また、転出証明書を発行できない被災市区町村からの転入があった場合、転入地において、氏名、住所、転入年月日、生年月日、戸籍の表示等に各住民からの届け出に基づき、住基ネットの保有する本人確認情報を活用することにより転入届を受理するよう、各都道府県宛に通知。

3月14日

- ・岩手県花巻市、奥州市及び茨城県鹿嶋市から震災に係る災害情報を市民に提供するための臨時災害放送局（FM放送）の開設について許可
- ・地方公務員共済組合に対し、共済組合の判断により一部負担金の徴収猶予及び減免ができること、組合員証等を紛失した場合に速やかに再交付を行うこと等について連絡

3月15日

- ・国際電気通信連合（ITU）に衛星携帯電話の無償貸与に関する支援を依頼。合計152台の衛星携帯電話の無償貸与を受けることとした。（第1便として44台は3.17成田着。第2便として78台、第3便として30台が今後空輸予定）

3月18日

- ・被災地域の災害対策を支援する体制強化のため、大臣官房総務課に災害対策支援室を設置し、3名の要員を配置。
- ・新たに災害救助法の適用を受けた福島県及び栃木県の市町村内の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施（環境省）

3月11日

- ・政府調査団（宮城県）に廃棄物・リサイクル対策部職員を派遣。
- ・18:44 全国の地方環境事務所に対し、地方自治体と連携し、一般廃棄物処理施設の被害状況及び災害廃棄物の発生・処理状況の情報収集を指示。

3月12日

- ・政府調査団（岩手県）に廃棄物・リサイクル対策部職員を派遣。
- ・政府調査団（福島県）に廃棄物・リサイクル対策部職員を派遣。
- ・ゴミ収集車、バキュームカー、簡易トイレ等の派遣可能性を検討するよう業界団体等に依頼

3月13日

- ・（社）全国都市清掃会議に対し、自治体間協力の現場レベルでの支援の総合調整を要請。

3月14日

- ・各都市及び関係団体に対し、被災市町村の災害廃棄物の処理についての支援を要請。
- ・環境省災害対策本部長より各都市及び関係団体に対し、被災市町村の災害廃棄物の処理についての支援を要請。
- ・「公害健康被害の補償等に関する法律」、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」、「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に基づく公費負担に同党を受けている被災者が、医療機関等において手帳の提出ができない場合においても、受診が可能である旨を都道府県に文書発出

3月15日

- ・被災者のみならず、関東一円においても、廃棄物収集車両の燃料が調運できず、燃料が枯渇しつつある状態。このため、これらの収集車両が優先給油できるよう、環境省災害廃棄物対策特別本部長より、政府緊急災害対策本部長に対し、要請書を提出。
- ・20政令指定都市プラス東京都で災害協定を結んでおり、メンバーの仙台市に対して、各都市から多くの支援が寄せられている。（札幌市に情報集約中。）
- ・神戸市より支援状況の連絡有り。具体的には災害用仮設トイレ390基を3月13日及

び14日に神戸市から搬送、受入拠点である宮城県消防学校に15日午前中に搬入済み。
また、ゴミ収集車10台程度をはじめ高圧洗浄車、汚泥収集車、バキュームカーの派遣、
布施畑及び咲河環境センターで災害廃棄物を受け入れ可能な旨を20政令都市災害時相
互応援に関する協定に基づき、取り纏めを行っている札幌市に報告済み。

- ・関東地域の廃棄物処理施設において、ばい煙処理・排水処理に必要な薬剤（塩酸、苛性
ソーダ等）が今週末にも不足し、廃棄物処理が滞る恐れがあるとの相談が東京23区一
部事務組合よりあり。

3月17日

- ・樋高政務官より、経済産業省田嶋政務官宛に廃棄物処理に必要な薬剤の供給についての
要望書を提出。
- ・岩手県資源循環推進課より連絡有り、沿岸部は壊滅しており市町村は機能できない状況。
災害廃棄物の処理は県が実施する旨の連絡あり。

3月18日

- ・岩手県においてバキューム車26台が必要、燃料確保の見通しありとの連絡があり、全
国環境連が21日から支援を開始する予定。
- ・協力要請を受けた全都清より、会員である仙台市を通じて、宮城県内の被災市町村への
仮設トイレの供給を行っていく予定ある旨連絡あり。
- ・災害廃棄物の処理等の円滑な推進を図るために関係省が協力することを目的として、農
林水産省、国土交通省及び環境省の三省で「東北地方太平洋沖地震に係る災害廃棄物の
処理等に関する三省連絡会」の第1回会合を開催予定。（18日18時から）
- ・宮城県の応援部隊として、兵庫県庁の環境整備課の職員3名が現地に派遣された。

(法務省)

- ・震災に関する情報提供の窓口を法務省ホームページに開設。
- ・仙台入国管理局において、出入国手続に関するインフォメーションセンター（日本語）を
24時間体制で実施。
- ・仙台法務局石巻支局に地域住民50～60名を受け入れ中。

3月15日

- ・入国管理局では、我が国に在留する外国人で今般の大地震で被災した方々の安否確認に協
力するため、次のような対応を本日から実施。
 - 一外国人登録に基づく情報を県等に提供すること。
 - 一入定確認にあたって、指紋による照会に応じること。
 - 一出国事実について、家族等からの照会に応じること。

(外務省)

3月12日

- ・00:00 39ヶ国・地域から支援申し入れあり、数ヶ国（オーストラリア、米国、
韓国、メキシコ、ニュージーランド）に対し救助犬を含むレスキューチ
ーム派遣を要請

3月13日

- ・JICA事業関係招聘者の安否確認終了
- ・国際交流基金により訪日中の中国人高校生及び外国人研修生の安否確認終了

- ・日本赤十字と赤十字国際委員会（ICRC）が日本在住の外国人を主な対象として安否確
認サイトを立ち上げ

3月17日

- ・在京大使館等からの外国人の安否確認が多く自治体に接していることについて、知事か
ら直接要請のあった岩手県への中国語の出来る外務省員の派遣を17日より実施中。

(内閣府)

3月11日

- ・緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部を設置
- ・政府調査団を宮城県に向け派遣

3月12日

- ・政府調査団を岩手県に向け派遣
- ・政府調査団を福島県に向け派遣
- ・閣議により「東北地方太平洋沖地震による災害」について全国を対象とする激甚災害に指定

3月13日

- ・被災者生活再建支援法の適用（3月11日）

- ・福島県、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、長野県栄村（3月12日：長野県北部地震）
・「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適
用すべき措置の指定に関する政令」により、東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常
災害として指定し、行政上の権利利益の満了日の延長等を適用

3月14日

- ・「東北地方太平洋沖地震」被災地域に対する物資支援に係る予備費の使用を決定。
- ・閣議により、被災地域に対する物資支援について予備費の使用を決定。
対象地域：岩手県、宮城県、福島県 予備費総額：約302億円

3月16日

- ・閣議により「災害対策基本法施行令の一部を改正する政令」を制定し、地方債発行の特例
措置（発行要件、償還期限）を実施

6. 海外支援の受け入れ状況

(1) 在日米軍による協力について

3月11日

- ・11日夜、外務大臣から駐日大使に対し、在日米軍による支援を正式に要請。防衛省か
らも在日米軍に支援を要請済み。在日米軍との宮城県及び福島県の被災地における救助
活動の詳細につき、自衛隊、消防庁、警察庁、海上保安庁で調整中。

3月13日

- ・空母「ロナルド・レーガン」：13日6時現在、仙台沖に到着
- ・強襲揚陸艦「エセックス」：17日に現場海域へ
- ・強襲揚陸艦「ブルーリッジ」：18日に現場海域へ
- ・空母「ロナルド・レーガン」他7隻が仙台沖で、非常用食糧約3万食を米軍ヘリを使っ
て海自艦船に輸送。その後、自衛隊が宮城県気仙沼市、石巻市等に輸送する日米共同対

応が実施された。また、同伴の艦船が探索・救難活動を実施している状態。

- ・空母「ロナルド・レーガン」は、仙台沖で福島第一原発に由来する低レベル放射性物質を検知。米側も文科省も問題ない量としている。同空母は、現在までに、岩手県宮古沖に北上して活動を継続。

3月14日

- ・普天間飛行場の海兵隊ヘリ8機が14日までに厚木飛行場に到着。14日、普天間飛行場のKC130給油機が食料品・医薬品を搭載して横田飛行場に到着した。

3月15日

- ・東電からの要請及び官邸からの指示により、横田飛行場及び米軍根岸住宅地区（横浜市）から、それぞれ消防車1台ずつが福島第一原子力発電所に向けて出発、同日東電に引き継ぎ。

3月17日

- ・米軍のポンプ5基を九州等から横田飛行場に輸送。東電職員に対し使用方法を教示した後、陸自車両で横田飛行場を出発。17日に小名浜コールセンター（第一原発の南約60km）に到着。

米軍の活動状況（3月17日07:00現在）

現場兵力：10隻（進出中2隻）

航空機：109機

(2) 外国による支援

- ・128ヶ国・地域及び33国際機関が支援意図を表明。（19日16:00現在）

援助隊の受け入れ状況（20日07:00時点）

○以下のとおり、16の国・地域の救助隊が派遣され、現在5の国・地域が活動中、11ヶ国は19日までに活動終了。

	国・地域名	構成	日本到着	協力省庁	活動場所	備考
1	韓国	スタッフ5名 救助犬2匹	12日到着	警察庁 防衛省	宮城県 仙台市、塩釜市	
	(第二陣)	救助隊102名	14日到着	警察庁	宮城県 仙台市、塩釜市	
2	シンガポール	スタッフ5名 救助犬5匹	12日到着 17日出国	警察庁 防衛省	福島県 相馬市	撤収を決定 17日帰国
3	ドイツ	救助隊員41名 救助犬3匹	13日到着 19日出国	消防庁	宮城県 南三陸町	撤収を決定 19日帰国予定
4	スイス	救助隊員27名 救助犬9匹	13日到着 19日出国	消防庁	宮城県 南三陸町	撤収を決定 19日帰国予定
5	米国	救助隊144名 救助犬	13日 三沢着	消防庁 警察庁	岩手県 大船渡市、	撤収を決定 19日三沢より

		消防車2台		防衛省	福島県 第一原発 →釜石市	帰国予定
6	中国	救助隊員15名	13日到着	消防庁 防衛省	岩手県 大船渡市	撤収検討中
7	イギリス	救助隊員69名 救助犬2匹	13日到着 19日出国	消防庁	岩手県 大船渡市 →釜石市	米国と共に行 動、17日撤収を 決定。 19日帰国予定
8	メキシコ	スタッフ12名 救助犬6匹	14日到着 19日出国	警察庁	宮城県 沼市	撤収を決定 19日帰国予定
9	オーストラリア	救助隊員75名 救助犬2匹	14日到着 19日出国	消防庁	宮城県 南三陸町	NZ、スイスと 共に行動予定
10	ニュージーランド	52名（うち7名 は先遣隊）	13・14日到 着 19日出国	消防庁	宮城県 南三陸町	
11	フランス	救助隊員130名 （モナコ人含む）	14日 羽田着	警察庁	宮城県仙 台市→調 整中	18日活動継続 を決定。
12	台湾	救護隊28名	14日 羽田着	警察庁	宮城県 仙台市	
13	ロシア	救護隊員75名 車両3台	15日 成田着	警察庁	宮城県 仙台市	18日新潟へ移 動
	(第二陣)	80名 車4台	16日 成田着		宮城県 仙台市	
14	モンゴル	12名、非常事態 省長官1名	15日 成田着		宮城県	19日撤収を決 定
15	トルコ	救助隊員等33名	19日着	警察庁	宮城県 利府町	20日活動場所 に向け移動
16	イタリア	先遣隊（救助専門 家）6名	16日 成田着			ニーズ調査の み。
17	南アフリカ	救助隊員49名	18日成田着 予定	警察庁	宮城県 利府町	19日活動開始
18	ネパール	ネパール国軍10 名、警察5名	調整中	調整中		
19	フィリピン	捜索・救助隊員 41名（うち先遣 隊2名）	先遣隊2名 18日着。残 りは調整中。	調整中		活動内容は検 討中
20	パキスタン	捜索救助隊35名	調整中			

※このほか、スウェーデン、ルクセンブルク、からも派遣の意向表明あり。

援助物資の受け入れ状況（20日07:00時点）

	国・地域名	援助物資	日本到着	配送先	備考
1	中国	テント900張、掛け布団2,000枚、懐中電灯200個	14日	15日、宮城県登米市に全て到着。	
2	台湾	食糧（ビスケット等）5万台、台湾ドル分、防寒着1,000着、毛布5,500枚、寝袋1,000組、発電機500台、コンロ500台、ビニールシート500枚、カイロ150箱、毛布80箱、寝袋827箱、防寒具31箱、食品8パレット・644箱、石油ストーブ500箱、発電機258箱、毛布595箱、寝袋441箱	14日 追加分は16日	15日午前、外務省経由で交流協会にて仙台市に送付するべく調整中。	追加分は倉庫、運搬、配布先を自力で調整中
3	モンゴル	毛布2,515枚	14日一部到着	在京大にて、宮城県登米市に到着。	
		毛布、セーター、靴下 合計936枚	15日		
4	インド	毛布25,000枚	到着16日、17日一部到着（18日予定）	現在JALの倉庫にあり。日赤にて調整。WFPの協力会社が搬送予定。	
5	カナダ	毛布25,000枚	17日12:15	日赤にて調整。	
6	モルディブ	ツナ缶（86,400缶）	未定	緊対本部にて調整中。受入先、輸送方法固まり次第搬送予定。	
7	タイ	毛布20,000枚	17日予定	日赤にて調整WFPの協力会社が搬送予定。	
8	インドネシア	毛布4,000枚 毛布2,700枚	18日一部到着、追加分20日予定	在京インドネシア大使館を通じ3,200枚が埼玉県800枚が秋田県に向け搬送。残りは	

				動員本部で調整中	
9	シンガポール	毛布約1,000枚、マットレス500～600個、1.5Lペットボトル入りミネラルウォーター10,000本、20L水用ポリタンク1,000個	未定	緊対本部にて調整中。民間機での搬送を検討。仙台市若林区へ搬送。（佐川急便使用）	
10	ロシア	①毛布8,600枚 ②毛布9,000枚	①19日 ②20日予定	ロシアが自前で配布、ジャーナリスト6名、非常事態省3名同行	
11	韓国	①外食・ハン3万食等 毛布6,000枚、水100t（500mlペットボトル13万本、350mlペットボトル10万本）	18又は19日 19日予定	日赤にて調整中 毛布については日赤・WFPにて受入。水については調整中。	水は新に500tの用意あり。
12	ウクライナ	毛布2,000枚	17日		
13	フランス	毛布8,000枚	19日	開空到着後、岩手県の実験所へ大阪府トラック協会により陸路輸送。	
14	イスラエル	①コート（6,700着）、手袋（6,000組）、携帯トイレ（150～350個）、防寒用厚手コート（1万着） ②アクリル系毛布（6,000枚）	①19日 ②未定	①成田到着後、在京イスラエル大使館を通じて福島県へ配送 ②緊対本部で調整	

(3) 在日外国人の安否確認

- ・在京外交団や国際機関の関係者は無事であり、仙台市にある韓国総領事館（東北4県にある唯一の外国公館）も館員の無事を確認済み。
- ・JICAの研修生や国際交流基金の招待計画で来日中の外国人の安全は確認済み。
- ・東北地方にいる外国人の安否は、在京各大使館や旅行代理店と連携して情報収集中。
- ・日本赤十字と赤十字国際委員会（ICRC）が日本在住の外国人を主な対象とする安否確認サイトを立ち上げている。
- ・在日外国人の安否確認依頼は、各国在京大使館より大使館が把握している範囲の情報を聴取し、外務省にてとりまとめ、官邸に伝達。